

令和8年2月犬山市議会定例議会会議録

第6号 3月10日（火曜日）

◎議事日程 第6号 令和8年3月10日午前10時開議

第1 一般質問

◎本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問

日程追加 諸報告

日程追加 第41号議案 犬山市立保育園条例及び犬山市立認定こども園条例の一部改正について

第42号議案 令和7年度犬山市一般会計補正予算（第10号）

第43号議案 令和8年度犬山市一般会計補正予算（第1号）

第44号議案 令和8年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第1号）

第45号議案 令和8年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算（第1号）

第46号議案 令和8年度犬山市水道事業会計補正予算（第1号）

第47号議案 令和8年度犬山市下水道事業会計補正予算（第1号）

◎出席議員（18名）

1番	丸山幸治君	10番	玉置幸哉君
2番	ヒアソキ恵子君	11番	岡覚君
3番	増田修治君	12番	岡村千里君
4番	光清毅君	13番	鈴木伸太郎君
5番	小川隆広君	14番	沼靖子君
6番	島田亜紀君	15番	久世高裕君
7番	諏訪毅君	16番	柴山一生君
8番	小川清美君	17番	柴田浩行君
9番	畑竜介君	18番	大沢秀教君

◎欠席議員（なし）

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	長谷川敦君	議事課長	大鹿真君
統括主査	神林亜弥君		

◎説明のため出席した者の職・氏名

市 長	原 欣 伸 君	副 市 長	永 井 恵 三 君
教 育 長	滝 誠 君	経 営 部 長	井 出 修 平 君
市民部長兼防災監	舟 橋 正 人 君	健康福祉部長	前 田 敦 君
子ども・子育て監	兼 松 光 春 君	都市整備部長	武 内 雅 洋 君
都市整備部次長	野 本 敬 弘 君	経済環境部長	小 池 信 和 君
教 育 部 長	中 村 達 司 君	消 防 長	大 澤 満 君
企画広報課長	古 田 隆 行 君	経営改善課長	川 村 和 哉 君
総 務 課 長	藤 村 崇 司 君	地域協働課長	中 村 亘 君
防災交通課長	吉 野 勲 君	高齢者支援課長	粥 川 仁 也 君
健康推進課長	水 野 嘉 彦 君	子育て支援課長	高 橋 正 直 君
子育て支援課主幹	中 村 美 和 君	都市計画課長	高 木 誠 太 君
都市計画課主幹	一 柳 佳 誉 君	水 道 課 長	梅 村 幸 男 君
下 水 道 課 長	竹 本 昭 彦 君	環 境 課 長	疇 地 利 哉 君
観 光 課 長	伊 藤 修 君	学校教育課長	西 村 岳 之 君
学校教育課主幹	鈴 木 早 智 君		

午前10時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 一般質問

◎議長（大沢秀教君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許可します。

議員各位に申し上げます。12番、岡村千里議員から一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

12番 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） 皆さん、おはようございます。12番、日本共産党犬山市議団の岡村千里でございます。通告に従いまして、今回5件の一般質問を行います。今回も資料を用意いたしましたので、随時ご覧いただきたいと思います。

では、1件目、犬山幼稚園の統合後の跡地の活用についてです。

このことについては、今回の議会でも一般質問で柴田議員が、ファシリティマネジメントの観点から質問があり、全庁的に検討しているというお答えがありました。そういったことも踏まえまして、質問させていただきます。

要旨の1、犬山北小学校区の児童館・児童センターなど、子どもたちや子育て中のママ・パパが利用できる場にならないかであります。

もう大分たちますけれども、福祉会館が解体されて以降、この北小学校区に児童センターがない状態が続いております。市のほうは特にそういった施設を造るのではなくて、西児童

センターや南児童センターに行って遊んでねということでしたけれども、多くの子どもたちは、そういったところには遠くて行ってないのが現状です。また、保護者の方も、そんな遠くまでは危ないから遊びに行かせないよという声が多いです。中には大分前ですけれども、遊びに行ったけれども、知らない人たちばかりでアウエーだったということで、なかなか続いていない状況だと思います。そして、やはりこの北小学校区にも児童センターが欲しいという声はいまだにあります。

そこで質問いたします。

この北小学校区に児童センターがないということについて、市としてどのように認識しているのが1点。

それから、2点目として、この北小学校区に児童センターがないということを踏まえると、この犬山幼稚園跡地を子どもや子育て世代が活用できる、そういった拠点として活用できないか、お答えいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 兼松君登壇〕

◎子ども・子育て監（兼松光春君） おはようございます。それでは、ご質問にお答えします。

令和2年3月末をもって中央児童館が廃止したことにより、犬山北小学校区からは児童センターがなくなりました。

犬山北小学校区に児童センターがないということについての認識ですが、第1期こども計画では、児童センターについては、配置を小学校区単位から地域単位とするため、統合や再配置を検討するとしており、福祉会館の廃止に伴うものではありませんでしたが、統合や再配置の最初のモデルとなったと認識しています。

犬山幼稚園跡地を、子どもや子育て世帯が利用できる拠点として活用できないかというご質問ですが、中央児童館の廃止に当たり、児童クラブの犬山北小学校内への移転や移動児童館の実施、犬山西児童センター、犬山南児童センター、城東児童センターやブックキャンプで実施する事業を犬山北小学校の児童へ案内するなど、既存の施設の活用などにより、必要な対応を行ってきました。

以前にもお答えをしていますが、基本的には現在の体制で対応していく考えであり、新たに子育ての拠点を整備するのであれば、それは現在ある児童センターの統合・再配置の検討の結果として実施するものになると考えております。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） これまでと同じ答弁だったと思います。ほかの児童センターにはなかなか学校区が違いますので行きづらいという点、それからブックキャンプはあくまでも図書館ですので、そこを代わりにというのはちょっと筋が違っていると思います。そういったところでちょっと納得のいかない答弁でしたけれども、再質問させていただきます。

全庁的にそういった活用を進めているという話なんですけれども、ここの犬山幼稚園の跡地というのは、もちろん幼稚園だったときは、今もそうですけれども、子どもの施設、子どものための施設として整備されたものです。ですから、まず子どものためにその検討をするべ

きではないでしょうか。

また、地域のニーズ調査だとか意見聴取は行っているのか。

それから、3点目として、立地の条件としても、隣に広い公園があります。そういった非常に環境のいいところだと思いますので、子どもたちが利用しやすい環境にあります。ですから、子どもの居場所として生かす方向で検討ができないか、お尋ねします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 兼松君登壇〕

◎子ども・子育て監（兼松光春君） 再質問にお答えします。

公共施設の跡地の活用を検討する上では、元の施設の目的に捉われることなく、市として限られた資産をいかに活用して行政サービスを提供していくのかということを中心に考え、全庁的にフラットな視点で検討を進めていくべきものと考えています。

跡地の活用について、様々な活用を検討している段階であり、地域のニーズ調査や意見聴取は行っておりません。

また、先ほどお答えしましたが、新たに子育ての拠点を整備するのであれば、それは現在ある児童センターの統合、再配置の検討の結果として実施するものになると考えており、現時点では、犬山幼稚園跡地への児童センター等の施設整備は考えておりません。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） あくまでもファシリティマネジメントの視点というのが非常に大きいなということを感じています。子どもたちの数も確かに減ってきてはいますけれども、ただそれだからこそ数を減らす、統合するというのでは、やはり遊びに行きづらい、そういった点で子育て支援を充実するという点では、マイナス面もあるのではないかなということ指摘をいたします。これからも多くの保護者の皆さんとこのことについては考えていきたいなと思っております。

では、2件目、児童クラブ・センター運営の民間委託についてです。

資料の1をご覧ください。先ほど答弁の中で、第1期犬山市こども計画という言葉が出てきましたけれども、この児童センター、それから児童クラブの運営の委託ということも、これの第1期犬山市こども計画の52ページのところにこのように載っております。「安心して子育てできる環境整備」ということですが、一番下のところ、具体的な取組3のところでは、児童クラブ・センター運営の委託ということが上がってしまっていて、「既に保育士の職員数が不足している状況がある中で、確実な職員の確保や人件費の抑制を目的とした、児童クラブ・センター運営の委託を計画します」とあります。

前回の令和7年2月議会でも、私はこのことを取り上げまして、本当にこの必要があるのかということをお話ししましたが、これまでの保育の姿勢を大きく転換していくものだというふうにとらえています。そして、どこに委託するのかということも大きな問題ですが、その委託先によっては、犬山の保育の後退という可能性もあるというふうに見ております。

また、3月5日の朝日新聞には、埼玉県富士見市で、学童保育の民間委託をめぐる、職員

100名を超える方が、民間への転籍を拒否、手当などの減、それから約束が違うとの見出しでトラブルがあったと報じております。富士見市は、2006年に学童保育については指定管理を導入しまして、数年ごとに委託先が変わったりもしているんですけども、昨年から公募型に切り替えまして、民間のシダックス株式会社、カラオケ店だとかそういったところもやっている大手の株式会社ですけども、そのヒューマンサービスというところに委託を決めたそうです。

正規職員については、各種手当、定期昇給、それから退職金の仕組みが維持されなくて、取得できる特別休暇も減るということでした。管理者が変更されるたびに待遇が大きく変わったら、安心して働けないと、市が責任を持って会社側と掛け合ってほしいという声が上がっております。

ここの職員は日本自治体労働組合総連合に入っていますので、そういった大きな声が上がっているというふうに思うんですけども、民間委託にはそれなりのリスクがありますということをまず言うておきたいと思います。

そこで、要旨の1、現在の検討状況と今後の見通しについてです。

質問といたしましては、多様なニーズに対応するために民間委託の検討が必要ということですが、現在の運営のどの点に課題があると考えているのか。また、委託の検討はいつ頃から始まり、どのような議論が行われてきたのか。委託を進めていく場合でも、市として子育て支援にどのように関わり、責任を持っていくのか、お尋ねいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 兼松君登壇〕

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質問にお答えします。

児童クラブを運営していくに当たって大切なことは、子どもたちにとって児童クラブを学校から家庭へ帰るまでのリラックスできる場所として提供すること、子どもたちが楽しめる遊びを提供することと考えています。

そのためには、職員体制を充実させることが大切ですが、働く時間帯の関係などもあり、募集をしても必要と考える人員を確保できないのが現実です。

さらに、夏休みといった長期休業期間には、利用者が大幅に増えますので、その対応のための職員の募集、雇用や勤怠管理についてもかなりの負担となっています。そのため、現在の児童クラブでは、子どもが安心して安全に遊べる環境を維持するということが運営の中心となっており、どうしたらより楽しんでもらえるのかということまで行き及んでいないということが課題と考えております。

次に、児童センターの運営では、人的な課題はほとんどありませんが、ほかの課題として、児童クラブをセンター内で行っているところでは、スペース的な問題から遊びの提供が制限されてしまうことが考えられます。しかし、これは委託化で解消するというものではありません。

そのような中で、令和4年度から民間委託により職員確保の手段が広がることで、子どもたちの安全を確保しつつ、多様な遊びを提供できる体制を構築できるのではないかと考え、

検討を進めてきました。

児童クラブの民間委託の検討を進める中で、児童センターの管理運営を合わせて委託することで、現在の児童クラブと児童センターの連携を維持しつつ、事業規模の拡大による人員配置の流動性の向上や、コスト削減効果が期待できると考え、児童センターの民間委託についても合わせて検討を行うこととしました。

民間に委託をすることで、子育て支援との関わりが減る、責任がなくなるということは全くありません。令和7年2月の岡村議員の一般質問でも市長がお答えしましたとおり、子育て支援の充実に力を入れて取り組んでいくことには変わりはありません。

これからも責任を持って質の高い児童センターや児童クラブの運営を提供していきます。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 検討内容だとか、それから児童センターの管理運営と合わせて委託するというようなことが分かりました。

それで、口でそう言って市が責任を持つということはもちろん何回も聞いておりますけれども、やはりいろいろな心配があると思います。そして、人的な課題はほとんどないということで、これまでも市直営でそれなりのきちんとした人数、国の基準によりますけれども、きちんとした基準で人を配置してきましたし、なかなかこれからも必要と考える人員を確保できないと言っていますけれども、こういったことについては、やはり処遇を改善するかどうか、そういったことで、私は対応できるというふうに思っております。

では、再質問をいたします。

児童クラブと児童センターの委託を今、合わせて委託するということですがけれども、この委託をどのような形で進めるのか。どちらかを優先あるいは同時なのか、現在の支援員の方はどうなるのか。それから、事業者の選定方法や事業者の想定について、どのように考えているか。

3点目として、委託を検討する中で、やはり保育の質、これをどのように確保していくのか質問をいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 兼松君登壇〕

◎子ども・子育て監（兼松光春君） 再質問にお答えします。

児童クラブ及び児童センターの民間委託について、どちらかを優先するということはありません。しかし、民間委託に移行する場合には、スムーズに引き継ぐのが第一と考えておりますので、児童クラブと児童センターで民間委託を開始する時期が異なる可能性はあると考えています。

また現在、児童クラブの運営を支えていただいている放課後児童支援員や補助員、児童クラブの職員については、本人が希望していただければ、委託先で雇用されるような形になるよう検討を行っています。

次に、事業者の選定方法や事業者の想定についてですが、選定方法についてはプロポーザル方式で行うことを想定しています。民間委託を行うに当たっては、やはり民間ならではの

提案等も求めたいと考えており、そのためにはプロポーザル方式が最適ではないかと考えています。

事業者の想定については、全国で児童クラブ等の事業を実施している事業者を想定しています。

また、昨年の2月議会で市長からもお答えしているとおりに、民間委託を行った場合であっても、質の高い児童センターや児童クラブの運営を提供していく責任は市にあることに変わりはありません。委託における質の確保をするために民間委託を検討する中で、適切な仕様を決定し、業者選定を行っていきたいと考えています。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 答弁の中で、方法としてはやはりプロポーザルだということなんですけれども、確かに民間の力を活用してとか、そういったことは様々ありますが、その次にあと全国で児童クラブ等の事業を実施している事業者を想定しているということで、かなり大手のところではないのかなというふうに思うんですけれども、そういった中で犬山のプロポーザル、様々なところで活用はされておりますけれども、こういった子育て支援という分野において、これが本当にいいのかどうか、ちょっと考えさせていただきたいというふうに思います。

それから、またこの点については、今後もきちんとどうなっているのかということを追求していきたいと思っております。

では、要旨の2、市民との協議や合意形成についてです。

やはりこういった運営の主体が大きく変わっていく。これまでは市の直営でした。それから今後はこういった民間委託に変わっていく。そういったところにおいては、やはり市民の方たちの説明だとか、それから、その前の今のどうやってやっていくかという、この決める前、決まってしまってからでは遅いので、その前に、市民的な様々な話合いが必要だというふうに思っております。

そこで、質問いたします。

児童クラブや児童センターの委託は、子どもたちや保護者に大きく関わる問題であり、市民の皆さんとの協議や合意形成が大切だと考えます。これまで協議だとか、それから意見を聞く機会は設けられたのでしょうか。または今後、そのような機会を持つ予定はあるのか、質問をいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 兼松君登壇〕

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質問にお答えします。

どのように事業を進めていくのか検討するに当たり、市民の特に利用者の声を丁寧に聞いていくことは大切なことであると認識しています。昨年12月には児童クラブを利用している保護者、児童に対し、児童クラブのよいところ、改善してほしいところや、児童クラブの運営に当たり重要だと考える項目などのアンケートを行いました。

今後にも必要に応じて利用者からアンケートを行い、その声を参考に検討を進めてまいります。

す。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 今の答弁では、アンケート調査を行って、それを参考にしていこうということだったんですけれども、全く不十分な対応だと言わざるを得ません。アンケートで要望を把握することは大切ですが、今問題になっていることは、運営主体を、市直営から民間事業者の委託に変えようということですよ。であるならば、そのことをきちんと保護者なり子どもたちにも伝えるべきだと思いますし、また、アンケートは一定の参考にはなるとは思います。それだけで結論を出すのではなく、やはり利用者や現場の声を直接聞く、これが重要だと考えます。

ここのアンケートのところにも、運営に当たり重要だと考える事項などのアンケートということで、これは非常に微妙な書き方がしてあるんですけれども、しっかりとこれは話合いの協議の場が必要だというふうに思っております。丁寧な説明と、それから意見交換会、これを各児童クラブで行うべきだということを指摘いたします。

では、3件目、トイレに生理用品（ナプキン）を設置することについてです。

資料の2の①をご覧ください。

内閣府男女共同参画局の資料になっております。「生理の貧困」に係る地方公共団体の取組ということで、2024年の10月1日の時点ということなんですけれども、調査結果というところが示されております。生理の貧困に係る取組を実施していることを今回把握した地方公共団体の数は926団体ということです。

それから、中ほどにあります、「地方公共団体による独自の取組においては、調達方法として予算措置が最も多く、次いで防災備蓄が多い」というようなことも書かれております。

下にグラフがあって、各都道府県別の実施割合が書かれております。愛知県はちょうど真ん中のところになるんですが、この県の名前が緑で示されております。これは下の小さい文字のところによりますと、「実施主体に都道府県を含む場合は」ということで、これは愛知県が取り組んでいるよということで、緑色の表示になっております。64%ということです。

それから、この青で示されているところ、地方公共団体による独自の取組のみ実施している団体の割合というところで、これが大部分を占めているということが分かります。

では、次のページを見ていただきまして、資料2の②です。広報・周知に関する工夫ということが書いてあります。上の文章のところの途中から、各市町村における取組を認知している人のうち、利用したことがない人にその理由を尋ねたところ、「申し出るのが恥ずかしかったから」が8.5%、「人の目が気になるから」が7.8%、「対面での受け取りが必要だったから」が6.2%ということが挙げられておまして、こういったことにも配慮が必要だということで、様々掲げられております。「広報誌だとかメールマガジン、YouTubeなどで、またインスタグラムなどのSNSも広く活用して周知をしている」というところや、「学校や役場などにてポスターやデジタルサイネージの掲示」などということも書かれております。

また、一番下の7番のところには、女子トイレ内の生理用品配置場所に、「お気軽にご利用ください。応援しています。」とか「誰でもどうぞ」というメッセージを添えて案内をし

ているという、そういった写真も載っております。

さらに、その次の資料の2の③をご覧ください。今も言いましたように、なかなかこれは、困っていても声を上げにくいという問題でもあります。利用者への配慮に関する工夫ということで、1番のところは、「窓口にて、意思表示カードやスマートフォンの画面を提示することで、声を出さずに受け取れる」ですとか、それから、一番下のところは、6番のところ、「小・中学校の女子トイレ個室に、メッセージカードを掲示している」というようなお答えも載っております。

そういったことを踏まえまして、質問をしていきたいと思えます。

それから、この愛知県の状況なんですけれども、先ほども愛知県がこのことに取り組んでいるというお話をしましたが、愛知県議会では2021年の6月補正予算で、この生理の貧困として位置づけたということです。

そして、今現在では、県立高校に生理用品を配備する予算、2024年頃ですと、215万円という予算でしたけれども、それで各高校のトイレに設置しているという情報がありました。

早速、私の母校であります犬山高校での状況を養護教諭の先生に聞いてきました。一部の女子トイレの個室に生理用ナプキンを置いているそうです。そして、日常的には、生徒が掃除の時間に、置き場所が決まっているので、ナプキンを補充しているということで、先生方の負担も特になく、問題ないということでした。

また、どのくらい利用されているのかというのは、なかなか数では示されませんでしたけれども、一定ちゃんと減っているんで、その利用がありますということでした。

そこで、要旨の1、小中学校における取組についてです。

犬山市では、保健室で養護教諭の先生が渡しているということは私も承知しております。

そこで質問です。

実際にはどのように渡しているのでしょうか。また、子どもたちはどのくらいの頻度で取りに来ているのか、お尋ねをいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

当市における生理用品の小中学校への配置は、令和3年度から始まっており、生理用品が新型コロナウイルス感染症の蔓延に起因する経済対策として、就学援助の対象世帯へ配布されたことに合わせて、各学校にも配置が始まりました。

この生理用品は、市の防災備蓄品のローリングストックによるものを活用したり、日本赤十字社からの寄附などで賄っているところです。

渡し方については、基本的にはトイレへの常設ではなく、必要な場合に保健室において、養護教諭を通じて渡しています。

利用の件数としては、学校の規模が違うため、一律に申し上げることはできませんが、年間平均すると10件から20件程度、多いところだと、小学校で30件、中学校で40件程度となっています。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ご答弁ありがとうございました。

年間の平均ですと10件から20件、多いところは小学校で30件で中学校では40件ということで、結構な利用があるのだなということを理解をいたしました。

そこで、再質問をいたします。

養護教諭の先生方が子どもたちのことを把握したいということは理解できます。一方で、やはり急な生理だとか、それからプライバシーの面からも、まずは試行的に実施するということを検討してはどうかと思います。再質問いたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

このたびの一般質問を受け、市内全学校の養護教諭に対して、生理用品の配布方法についてどのように考えるのか、確認をいたしました。

多くの意見として、保健室で直接渡すことは、子どもの変化に気づく機会として大切であること、また、トイレに設置していつでも手に入る状態になると、生理用品を持参する習慣が身につかないことに対する懸念がありました。

学校で急に生理用品が必要となる背景には、単に持ってくることを忘れてだけでなく、家庭の経済的困窮、ネグレクト、あるいは月経困難症などの健康問題が隠れている可能性があります。

こうした時期は心身ともに不安定になる場合もあつたり、衣服の汚れがある場合もあり、養護教諭とのコミュニケーションを通して、児童生徒の状況を適切に把握し、相談支援につなげることは、安心して学校生活を送るための環境を提供することにつながると考えています。そのため、保健室で渡すことを基本と考えます。

一方で、トイレへの設置を完全に否定するものではありません。愛知県内の高校に設置されるという状況もありますので、養護教諭とともに、社会情勢の変化も情報共有しながら、生理用品のトイレ設置の効果について検討してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ご答弁ありがとうございました。

学校側の意向はとても大切ですし、私も押しつけるというものではありません。現段階としては理解をいたしました。

ここで名古屋市の状況を紹介したいと思います。名古屋市では、名古屋市立の学校、小中学校と特別支援学校394校について、2022年度から全ての女子トイレへのこういった生理用品の配備が実施をされております。誰一人取り残さない教育環境づくりとして、トイレへの常備を当たり前のインフラとする方針ということであります。

今後、こういった他市の状況なども参考にさせていただくことに期待をしたいと思います。

それでは、要旨の2、市役所など公共施設における取組についてです。

この犬山市役所では、総務課の窓口「お困りではありませんか」、1階総合案内、4階総務課のところに「お困りの方に生理用品をお渡ししております。お気軽に職員までお声かけください」という紙が貼ってあります。こういった取組がされているということは、私もうれしく思いました。さりげない表現ですし、これも一つの方法だなと思って見ておりました。

ただ、先ほど資料でご紹介しましたように、声かけをしてもらう人がどのくらいいるのか、実際のところはそんなに多くないんじゃないかなという思いもあります。

そこで、質問いたします。

市役所で生理用品を申出の上、配布した実績はどれくらいか。

それから、市役所の一部の女子トイレの個室に試行的に生理用品の設置を検討することはできないでしょうか、質問をいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

本市では、令和7年5月より市役所本庁舎の総務課窓口と1階の総合案内において、利用者からの申出により生理用品を配布する取組を試行しており、これまで10か月間の実績は7件です。

本市は、生理用品の配布を望んでいる方に直接耳を傾けることで、状況によっては福祉部門につなげることや、より効果的な配布方法を模索することを目的に、窓口での手渡しによる配布という手法を取っています。

そのため、これまでと同様、申出のある方に対して直接手渡しで渡すという方法で支援を進めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 様々な相談に乗りたい、あと、いろんなところにつなげたいという思いは了解をいたしました。

資料にもありましたように、今はそういった個人のプライバシーだとか、それから、どうしてもやっぱりこういうのは言いにくいということがあると思います。この10か月で7件というのは確かに少ないなということを感じます。そういったところから、今は口で言わなくても、資料の2の③などのように、意思表示カードなどというものがありますので、そういったカードなども今後ちょっと検討していただけないかなということをお思います。

では、4件目です。宅地開発における良好な住環境の確保についてです。

要旨1、開発行為の分割申請と公園等の確保について。

犬山市は現在、大規模な開発というよりは、未利用地で割と小さい面積の開発が見られます。分割申請とあって、例えば全体を2つに分けて、1期、2期というふうに開発を行う場合、この扱いなどはどうなるのかなという疑問に思うことがありまして、質問をいたします。

まず最初に、規則的なところから確認をしたいと思えます。宅地開発に関する公園、道路などに関する基本的なルールはどうなっているのか。

それから、2点目として、どのような規模から開発許可が必要なのか。

それから、3点目として、分割された開発計画で申請をされる場合、実質的に一体と考える市の判断基準について、お示しいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

開発許可については、都市計画法の立地基準や技術基準を基本に、愛知県が定める許可基準に基づいて当市が権限委譲を受けて許可事務を行っています。

その基準の中で、開発許可が必要なものは、公共施設等や農林業施設などで除外されているもの以外のもので、市街化区域では500平米以上で区画変更や、切土、盛土を伴う開発行為、市街化調整区域では、全ての開発行為が開発許可の必要な行為となります。

また、公園や道路に関する基準については、同様に県基準の中で、設置の規模や道路幅員などの基準が定められていますが、開発区域が3,000平米未満の小規模な計画に関しては、公園の設置義務や道路幅員の特例値などの緩和規定が定められており、公園の設置などが不要となっています。

しかしながら、市としても許可事務を行うための運用として、犬山市宅地開発等指導要綱を定めており、ご質問のような開発区域を分割して時期をずらして宅地開発を行う計画については、犬山市宅地開発等指導要綱の中にある、完了から3年以内に、隣接地で一体性を持って行う開発事業は一つの事業とみなすという規定に基づき、一体性を判断しています。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） いろいろなルールとしては理解をしました。

再質問をさせていただきます。

今も3年以内に隣接地で一体性を持って行う開発事業は、一つの事業とみなすということが出てまいりました。

そこで、3年以上間隔を空けて分割された開発計画を予定されている計画というのが提出された場合というのは、別の開発計画として取り扱われるのでしょうか。その場合、公園等を確保されないということになってくるわけですが、市の認識はそれでよしとするのかどうか、お示しいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

ご質問のような3年以上経過してから、隣接地で宅地開発等を行う予定がある計画として申請書が提出された場合は、それぞれの宅地開発等として審査することになります。

この場合の公園や道路などの設置基準についても、それぞれで開発区域ごとの計画として、法律や県の基準に適合しているかの判断をして許可することとなります。

開発区域が3,000平米未満となり、公園等が確保されないことについては、それぞれの開

発行為ごとに基準を満たしている状況であれば特に問題ないと認識をしています。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 違法ではないけれども、こうして3,000平米未満のところ分割してやられちゃったら、結局、数年単位あるいは長期的に見てみると、広いところに何もそういった公園がないという、そういった場合も可能だということですね。

再々質問をさせていただきます。

実質的にこういった一体的な開発計画については、公園等の確保の視点からも、適切な指導が必要ではないかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） 再々質問にお答えします。

繰り返しになりますが、開発区域の運用としては、完了から3年以内に隣接地で一体的に宅地開発等が行われる場合は、1つの宅地開発等として審査する規定を定めています。

犬山市宅地開発等指導要綱に定める一体とみなす期間の3年につきましては、近隣市町でも要綱を定めておりますが、本市と同様の3年が最長となっております。

また、近隣市町では、対象を同一事業者に限定しているところを、本市では、ほかの事業者でも一体的な事業であれば審査対象とするなど、厳しく定めていることから、対象となる事業に関する基準を強化する考えはありません。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 規定によってそういったことも致し方がないというようなことですが、違法ではないんだけど、果たしてそれで住環境が守れるのかという、ちょっと矛盾したことが起きる可能性があるなということを非常に強く思います。

せめて、その申請をするには、もちろん図面だとかそういったものもありますので、そういった業者については、前もってどういうことなのかという聞き取りぐらいはやっぱり行っていただきたいなということを思います。

では、最後の5件目、施政方針についてです。

要旨の1、ペットとの同室避難や福祉避難所等の避難所運営についてです。

資料の3をご覧ください。3の①です。これは犬山市のホームページから出しました。災害時のペット対策ということで、ペットの同室避難は下のほうにあるんですけど、ペットの避難には、この上にもありますように、同行避難と、それから同室避難ということがあります。

ペットの同行避難というのは、そこにもありますように、在宅避難だとか、それから一時預けでの飼育だとか、それから避難所への避難ということで、避難所などを開設されていれば、一緒に連れて行って、同室ではなくて、その限られたエリアのところでもペットも避難をできるものです。

それから、ペット同室避難というのは、ここにもありますけれども、ペットとまさしく同室、一緒のお部屋で過ごすというところで、犬山市のこれは特徴的な施策になっております。

ここにもありますけれども、3か所をペットと同室で過ごせる避難所に位置づけということで、フロイデの1階の協働プラザと、それから犬山市体育館、それから楽田ふれあいセンター、この3か所が決められております。

裏面に写真を載せておきました。過去の訓練の様子というところで、これはかなり大規模な訓練だったと思いますし、また動物病院などとも連携をしながら、実際に犬や猫などの動物を伴った、そういった訓練がされております。非常にいいことだなというふうに思います。

また、3の2をご覧ください。これは福祉避難所の開設、訓練ということで、一番新しいものを載せましたけれども、これは令和7年の10月30日です。ひかり学園でこういった訓練を開催したということで、写真ですとか、それから感想などが載せられております。

まず、そういったことで質問をさせていただきます。

こういったペットとの同室避難、また、福祉避難所の訓練というのは、もう数年積み重ねてきていると思っております。訓練の状況については、どのようになっているのか。また、訓練を通じてどのような課題があると考えているのか、質問をいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

ペット同室避難に関しては、3か所の施設を指定し、令和4年12月の制度開始以降、年1回、順に訓練を実施してきました。

4回目となる今年度は、施設を一巡したため、これまでの避難所の開設訓練からペットの食事や排せつなど、避難所での生活に関する運用訓練に変更しました。

また、福祉避難所に関しては、高齢者、妊産婦、乳幼児、障害者を対象とした各施設において、令和5年度より年1回、順に開設訓練を実施してきました。

これまでの訓練を通して、ペット同室避難訓練では、避難所の受付に想定以上の時間を要したり、ペットがふだんどおりに食事や排せつができない。福祉避難所開設訓練では、避難者の情報伝達が確実に行えなかったなど様々な問題がありました。これらの問題を解決すべき課題と捉え、繰り返し訓練を行うことで、有事の際には迅速に対応できるようになると考えています。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 私も猫をたくさん今お世話をしておりますので、そういった実際の訓練などにはなかなか参加ができないわけですが、実際に猫や犬やそういった動物と避難しようと思うと、それなりにたくさんその子の食べているフードだとか、それから猫砂だとか、そういったものも必要になってきますので、大変だとは思いますが、様々なでも訓練を重ねているということで、いろいろな想定を変えながら、これからも続けていってほしいなというふうに思います。

それでは、再質問です。

これは市長にお答えいただきたいと思います。施政方針の中で、この避難所運営の改善に努めていくとありますが、これはどのように改善をしていくのか、また、地域の方や関係団

体との連携はどのように進めていくのか、お願いします。

◎議長（大沢秀教君） 市長の答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 岡村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

犬山市では2つの訓練以外にも、防災総合訓練、土砂災害訓練、また久世議員の一般質問の提案から社会福祉協議会と連携したボランティアセンターの開設訓練など、様々な訓練を毎年実施しています。

また、今年度は犬山消防と犬山市消防団が2回もの林野火災訓練を行いました。手前みそですが、本当に市民皆さんと職員みんながよく訓練をやってくれていると思っています。それだけ訓練を大切にしているということです。

各訓練を実施した後は、必ず振り返りを行います。参加者みんなで問題などを洗い出し、共有しています。そのたびに訓練の必要性を感じます。筋書がある訓練なのに多くの課題が確認できます。ですから、いつも訓練の前に言っています。訓練でどれだけ失敗してもいい。失敗を通して課題が見つかって、次につながればいい。それが大切。それが訓練ですと伝えていきます。訓練をやるからこそ、初めて気づけることがあります。それがすごく大切で貴重な訓練となります。

当たり前ですが、これで終わりではありません。見つかった課題を次につなげていかなければなりません。その課題を生かしています。例えば、3か所ある同室避難所の避難場所及び避難所内の避難部屋を変更してきています。勤労青少年ホームからエナジーサポートアリーナに変更しました。楽田ふれあいセンターの2階の情報工房から1階の多目的ホールに変更しました。使い勝手をよくするためです。

今年度のペット同室避難の訓練では、受付での混雑対策として、二次元コードによる避難者登録の実証実験を行いました。

そうした様々な課題を次につなげているところであります。その上で、災害による復旧・復興を行政だけで対応することは困難であります。有事の際において迅速に対応できるよう、協定締結団体や市民団体などに訓練への参加をお願いするなど、ふだんから関係を強めているところであります。

繰り返しになりますが、訓練に勝る備えはないと思っています。今後も職員みんなと市民皆さん、関係団体皆さんが連携して、訓練から得た課題を取り入れて、よりリアルな訓練を繰り返し行うことで、災害に強いまち、安心・安全なまち犬山を創造してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 防災への備えは本当にどこまでやってもやりきれものではないとか、そういった大切なものだと思っておりますし、またこういった訓練を通して、様々な市民の皆さんの意識、そして、自分自身の意識も高めていきたいなというふうに思っております。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 12番 岡村千里議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午前11時5分まで休憩いたします。

午前10時54分 休憩

再 開

午前11時05分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

16番 柴山一生議員。

◎16番（柴山一生君） 私から6件、質問させていただきます。よろしくお願いいたします。
まず最初に、総合計画についてであります。

現在、第6次総合計画で、2023年から2030年まで、その8年間についての計画が立っているわけですが、ある私の友人の市議員、近隣の自治体の市議員から、俺んこの総合計画、あれ、コンサルに1,800万円で頼んで、どうもどこやらの市と、固有名詞と数字変えたらほとんど同じだったぞというふうに言われて、それはあるかもしれんなどは思ったんだけど、そんなことは犬山ではないだろうなということちょっと一応確認したいし、私は総合計画、これ絶対立てるべきだと思っていますよ。非常にこれは重要だと思うんで、犬山市はどういうふうに総合計画をつくっているのかということをお伺いしたいので、聞きます。

まず、第1に、その作成方法、原案作成は誰がどのように行ってるのか、またコンサルにも頼んでいる部分があると思うんですけど、どういうふうに関わっているのか教えてください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

第6次犬山市総合計画は、市政運営の指針として、計画期間である8年間を通じて目指すまちの姿を表した基本構想と、その基本構想を実現につなげるために、4年ごとに策定する基本計画、事業費も考慮し、予算編成の指針として毎年度策定している実施計画の3層の構成となっています。

総合計画の策定に当たっては、庁内に副市長を会長とし、部長級の職員で構成する総合計画策定幹部会、課長級の職員で構成する総合計画策定委員会、各課の課長補佐の職にある者で構成する総合計画策定調査会を組織します。

計画の素案は、調査会の構成員である課長補佐が主に作成し、委員会での調整や修正の下、最終的には幹部会にて計画原案として決定しています。

なお、第6次犬山市総合計画策定においては、令和3年度と令和4年度の2か年にわたり、計画策定の支援として、土地利用分析、人口推計などの各種データの整理分析、市民意識調査などアンケートの実施分析、総合計画審議会をはじめとする各種会議の運営支援、基本構想の検討、立案支援といった業務を民間事業者に委託しています。

◎議長（大沢秀教君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） そんなとこだと思いました。ありがとうございます。本当に誠実に課長補佐を中心に立案してやっているというのは聞いて安心しました。やっぱり自分で計画したものを遂行していくというのは、非常にこれ、モチベーションについても上がるものだと思うので、ぜひそれをきっちり、計画どおりとは言いませんが、計画が目的としているすばらしい犬山を目指して、日々頑張っていたいただきたいなと思っています。

2番で、活用方法、どのように、この総合計画を使っているのかお伺いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

国からの補助金や交付金の交付を受けるに当たり、補助などの趣旨に応じた事項や内容が、自治体が策定した計画などに位置づけてあることが、申請要件になっている事例があります。例えば、地方創生に資する事業に対する交付金である地域未来交付金の地域未来推進型の申請には、地方創生に資する各種施策や事業を取りまとめた総合戦略を策定し、その内容が地域再生計画として国の認定を受けることが必要となります。この総合戦略は総合計画と密接に関係あるということで、こういったところでも活用されておるといえるところではあります。

例えば、地方交付税については、普通交付税、特別交付税とございますが、これについてはいずれも、交付に受けるに当たっては、総合計画に策定していることが要件とはなっていないということは申し添えます。

◎議長（大沢秀教君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） ありがとうございます。また違う議員としゃべって、「おまえ、総合計画ないと交付税もらえんぞ」というふうに言われて、そんなの都市伝説ちゃうって、それで確認させていただいて、今、井出部長がおっしゃったように、総合戦略のほうは、必要だと思うんですけど、総合計画はそうではないということが今回理解できましたので、ありがとうございます。

3番に行きますが、そもそもは総合計画というのは作成義務、根拠法である地方自治法が平成23年に改正されまして、これ策定義務はなくなったと、つくらんでもいいよということになっています。そんな中ですが、私個人的にはつくるべきだと僕は思っています。やっぱりこういうものがないと、市としてこの一体としてどっちへ向かっていくかというのがやっぱりないし、こういう計画をつくることでやる気というかモチベーション上がりますから、僕はつくっていくべきだと思いますけど、そんな中で、今、第6次計画、進んでいますね。2030年以降には、もしかしたら第7次ということになっていくと思いますが、今後、同じ形で総合計画をつくっていく予定でありますか。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

平成23年の地方自治法の一部改正により、市町村における基本構想の策定義務がなくなった以降も、犬山市では第5次、第6次と継続して基本構想、基本計画、実施計画を構成する総合計画を策定しています。それは、犬山市では一貫して総合計画は長期的な市政の方向性を示し、市の最上位計画であると位置づけていることによります。

犬山市に限りませんが、地方自治体においては、様々な分野に個別計画があり、それらの計画では、国や県の計画とともに、総合計画を上位計画や関連計画として位置づけ、策定しています。

これは長期間にわたり市政を同じ方向性や方針に基づき運営していくには不可欠であり、市政の羅針盤としての役割を持っているためです。

また、先ほどの答弁にもありますとおり、計画原案は市職員が作成し、決定しています。市民と直接対話を行い、町の状況を把握している職員自身が現状を捉え、将来を見据え、今後の施策や事業を考え、計画として策定し、さらに計画に沿って実践していくことは、人口減少など様々な課題に直面する中であって、市民と行政が一体となり、持続可能なまちづくりに取り組む第一歩であり、そうした計画、さらにはこうした計画づくりは、今後さらに必要になると考えています。

そうした背景もあり、令和元年に制定した犬山市協働のまちづくり基本条例でも、総合的かつ計画的な市政運営を図るための総合計画を策定すると規定しました。

したがいまして、計画期間やまちづくりの方向性、または他計画との一体化など、その時々々の時勢に合わせて内容を変更する可能性はありますが、総合計画の位置づけ自体を変えることなく、今後も引き続き策定していく予定です。

◎議長（大沢秀教君） 続いて答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 私からも柴山議員のご質問に対してご答弁をさせていただきたいと思っています。

総合計画が必要だという立場でご質問をいただきました。考えは全く同じであります。そもそも地方自治法の改正というのは、策定義務の撤廃ではありますが、策定の否定ではありません。その中で今、部長から総合計画がどうして必要かを、総合計画が置かれている位置づけから答弁をさせていただきました。私からは、もし総合計画がなかったらどうなってしまうんだろうということから申し述べていきたいというふうに思っています。

まず、犬山市として中長期の方向性を示す枠組みがなかったら、施策の優先順位づけや資源、予算配分、進捗評価が場当たりのようになって、行政の説明責任と予見する可能性が低くなることになってしまうと思っています。

また、職員みんなにとっての実務ツールや、部局横断の連携、KPI管理、予算要求の根拠づけ、事後評価の基準として機能するものが機能なくなってしまう。

それに、議会や市民、行政の共通言語とも言える総合計画は、市民参加の基盤となる目標体系で指標を提供するものです。なければ政策判断の透明性と一貫性が担保されなくなるなど、様々なことが考えられます。

総合計画はつくるのが目的ではなく、限られた資源や財源で最大の市民価値を生んで、説明責任と合意形成を支える中核インフラであると思っています。策定義務がなくなったからこそ、自治体の自立的な経営判断として、犬山市は総合計画を戦略的に持ち続けることに意義があると思っています。

ですから柴山議員と同じように、総合計画は引き続き必要なものとして策定していきたいというふうに思っていますので、ご答弁をさせていただきます。

◎議長（大沢秀教君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） 七、八年か10年前だったですか、犬山市の人口について、これ議員仲間とだったか、職員かちょっと覚えてないんですけど、人口減の世の中が来るぞということで、皆さん何か、皆さんというか、うちかどうか分かりませんが、一般的な話ですけど、それに対して非常にネガティブなイメージを持っていらっしゃったような気がしたんですけど、僕は人口減だったら減でいいよと、減は減なりに一人一人が幸せになれるようなまちづくりをしていけばいいんじゃないですかなんて偉そうなこと言ったんですけど、今、ここんところ、原市長がよく言ってらっしゃる「ちょうどいい」というの僕、大好きです。キャッチフレーズ。やっぱりちょうどいいというのはちょうどいいと思うんで、ぜひこれを今度の総合計画の基本にしていただければなと思います。そうすれば、本当にいい計画ができていくんじゃないかなと思っています。

次、2番に参ります。校長の権限についてです。

私の知合いで、ある学校に犬山市外からほかの用事で来られて、非常に感激して、ここは素晴らしい学校だなということで、来られた方がみえたんです。もう引っ越しされて、自分自身の子どもさんもそこに入れられたということがあったんですが、その方のご紹介で、またほかの方をご紹介しようとしたところだったんですが、そのときに校長先生が変わって、校長先生から、今までどおり行くとは思わないでくださいということを言われたと。これはすごいこと言う人がいるんだなと思って、僕、校長先生ってやっぱりある程度の裁量というか、裁量を持つのは当然だと思うし、あるべきだと思います。しかしながら、このオープンという意味での裁量、皆さんウェルカムという向きの裁量であれば、そのベクトルの裁量であればいいんですけど、逆の方向で閉じる方向だと、あんまりよくないなと僕は基本的には思っています。

ポイントを3つぐらい挙げさせていただいて、校長の権限というのは、この3つのポイントについてどう関わっているのか聞きたいんですけど、まず第1に、越境入学の受入れるか否かについて、これについては、校長先生の権限というのはどれぐらいあるのでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

市外在住の児童生徒が犬山市内の小中学校に通う区域外就学、市内在住の児童生徒が指定校以外に通う指定校変更の区分はなく、その学校の通学区域以外から通うことを越境入学とおっしゃっているとしてお答えをします。

児童生徒の通学する学校を指定する権限は校長にはなく、教育委員会にあります。これは学校教育法第5条から第10条までの規定によるものです。犬山市では、地域とのつながりを大切にするため、通学する学校を町内会によって決めています。子ども、家庭の事情は様々であり、その事情によっては、保護者、学校、教育委員会が協議し、個別に通学する学校の変更を認めています。

◎議長（大沢秀教君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） 分かりました。校長先生に越境入学オーケー、バツ、それを判断する権限はなくて、教育委員会がなされるということで了解しました。

2番目です。海外の学校との交流について。

交流と言ったっていろんな交流があるのでしょうか。一般的な話で、あるいは個別でこういうケースの交流はオーケー、ああいうのは駄目だとか言っただけがいいんですけど、どうでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

教育課程の編成、学校行事の実施など、学校運営については、校長の権限に属する事項です。学校の休業日は学校管理規則で決まっているため、それ以外の授業日において、実施すべき授業などに影響がない範囲内で、海外との交流など、学校独自の特色ある取組を、校長の権限で行うことは可能です。

◎議長（大沢秀教君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） これ通告してないんであれなんですけど、もし答えられれば。じゃあ、校長先生がノーと言ったけど、保護者が教育委員会に掛け合っ、いややっぱりやってくださいよなんて言った場合には、これは教育委員会はどういう対応をするんでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

滝教育長。

〔教育長 滝君登壇〕

◎教育長（滝 誠君） 再質問にお答えをしたいと思いますけれども、先ほど部長が答弁したように、教育の中身については校長の権限であります。保護者から校長が拒否をして、教育委員会に再度、その内容について申出があった場合については、校長と教育委員会がやり取りはします。最終決定は校長がすることだと思っています。教育委員会は学校現場を指導はしますけれども、中身については、これは最終的に校長が判断をする内容だと思います。

ただし、交流の中身なんですけれども、予算を伴う、お金が要するという場合、教育委員会にはその予算が組んでなければ、やっぱりそれは教育委員会としては認められないけれども、ただ、保護者が費用負担をするとか、そういった負担がない状況で海外と交流がどうこうということで、あるいはオンラインでやるという、お金がかからない内容であれば、これは学校の判断でやっていただいて結構。保護者がたとえ教育委員会にお申出になられても、これについては、学校現場を教育委員会が指導するだけであって、最終的には校長が判断をする

という内容だと私は考えています。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） 私は想像してたのとちょっと違ったんで、非常に面白いというか、犬山市はそういうスタンスだなとよく分かりました。ありがとうございました。

次、3番目に行きますが、小規模校解消活動についてということで、これ学校単位というか、校長の裁量で、この小規模校にある様々な問題を解消する、いろんなアイデアがあると思うんですけど、それを実行していくということは可能なんでしょうか、どうでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

校長の権限で市教育委員会に提案するという事は、現に提案や相談、要望などは行われているというところです。

市内の多くの学校に関わることであれば、校長会の場などで協議をいたします。その学校固有の事項であれば、個別に協議をいたします。

規則等に校長の権限として明示してあるわけではありませんが、小規模校ならではの課題を解決するためのアイデアを含め、学校からの提案があれば、教育委員会としても協議をしてみたいです。

◎議長（大沢秀教君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） ありがとうございました。この3つのポイントについての校長の権限については、犬山市教育委員会のスタンスというのは分かりました。ありがとうございました。

次、3番に行きます。小規模校対策についてなんですが、これは前回の議会で、久世議員が非常に面白い質問をされて、学校は子どもたちのためにあるのか、学校は地域のためにあるのかという、そういった質問だったのかななんて思っているんですけどね。その中で、結局、やっぱり小規模校というのは、これはもちろんいい面もあるけど、やっぱりマイナス面もあるだろうなという。それを解消する対策を、犬山市の教育委員会としては何かあるのかという質問をされたときに、結局、答えが出てなかったというような気がする。

ちょっとくしゃっとした言い方ですが、教育長先生がもし、ここ小規模校だから、たくさん子どもは受け入れますよというようなことを大々的に言うとなると、あまりにも多くの人に来て、子どもたちが来て、非常に混乱というか、そういうことになる可能性があるというように、そういう答弁だったと思うんですけど、そうじゃなくて、もっと何て言うか、未来志向の建設的な視点から、何かプログラムを考えると、そういうことというのは、やっぱり僕はやるべきだろうなと思っているんですけど、アクションを起こすべきだと思うんですけど、そういったことをどうも犬山市の教育委員会ではされていないと思うんですけど、どうなんでしょうか。その具体策というのはあるのか、ないのか。

前回の久世議員の質問のときには答えは出てなかったと思うんですけど、来る人は協議の

上で、断りませんよ程度の話だったと思うんですけど、そうじゃなくて、もっと積極的な形で、外部から子どもたちを入れる、受け入れる、そういったシステムをつくったらどうかと僕は思っているんですけど、そういった具体策は何か考えていらっしゃるのかどうか伺いたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

小規模校の生徒に小規模校であることのデメリットを受けさせない教育委員会としての具体的な方策といたしまして、令和7年11月議会の久世議員の一般質問でも答弁いたしました。小規模な学校の課題として、クラス替えができない、人間関係が固定化する、多様な意見に触れることが難しくなる、スポーツ実技や合唱、合奏が困難といった点が、学校の適正規模・適正配置の在り方に関する文部科学省の会議資料で指摘されています。

一方で、児童生徒一人一人に教員の目が行き届きやすく、個々の状況に応じた丁寧な指導が行いやすいこと、異年齢同士の協力的な態度や、お互いを思いやる心が育みやすい環境であることなど、小規模校はメリットも様々あります。そのメリットを最大化し、デメリットを最小化するよう日々取り組んでいるところです。

さきの議会の繰り返しになりますが、当市においては、機会を捉えて、市内の小規模校同士であったり、一つの中学校に通う校区内の小学校間であったり、一定規模の集団の中で多様な意見に触れられる場として、直接的に対面しながらの交流を実施しており、この対面による交流を単なる交流にとどめることなく、チームスポーツや音楽の合唱や合奏、そうした多人数だからこそその学びに発展させていけるよう工夫してまいりたいと考えています。

加えて、市が「住むまち いぬやま」として移住定住施策に取り組んでいる中、教育面においては、少人数学級や少人数授業への取組、単独調理方式である給食に関する情報を、犬山市の魅力として積極的に取り上げており、動画や冊子の作成、移住定住イベントへの参加といった形で広くPRしているところです。

市外の方からも選ばれる犬山市となり、子どもたちが増えることは、小規模校の課題解決だけでなく、活力ある学校、教育のさらなる充実につながるものと考えております。

◎議長（大沢秀教君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） 再質問させていただきますけど、僕はここに具体的な方策はというように出しているんです。ちょっと具体性がない。今おっしゃったのは、大規模校との交流、対面の交流を促進しているというのと、それから、小規模校向けではなくて、犬山全体の学校を対象にした受入れ、うちはどこでも自校方式で給食やっているよという話でやっているんで、別に小規模校向けではないんです。

ですから、私が聞いているその小規模校対策を何か具体的にやっているということは、やっぱりないということでもいいんですかね。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

滝教育長。

〔教育長 滝君登壇〕

◎教育長（滝 誠君） 再質問にお答えをしたいと思いますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第21条に、小中学校の設置・管理・廃止については、これは犬山市の教育委員会の権限に属することなんです。

先ほど私も申し上げたように、学校の教育の中身というのは、これは校長の権限でありませう。小規模校をどうこうしていくかとかいうことについては、最終的にはこれは教育委員会に課せられた任務でありますけれども、教育の中身については学校だと。

したがって、小規模校を存続させる、先ほどごめんなさい、柴山議員から、学校選択制にすると数がどうこうという話があって、その前の段階で私、多分申し上げたことがあると思うんです。学校と地域と子どもとのつながりは決して切り離してはいけない。というのは、子どもたちは、将来のその地域を担っていく重要な人材であるということ、多分私は申し上げたつもりでいるんですけれども、それが大前提であり、大きな学校になじめない子どもがいるようであれば、これは小規模校で学ぶような条件も整備をしますということなんです。

もう1点申し上げますと、小規模校が存続できるための学校独自の取組があるかどうかということですよ、一番お聞きになりたいのは。まずは、学校現場がどうこうしたいという要望があれば、これはもう学校が独自でやれることであればどんどんやっていただいて結構であります。例えば、今井小学校であれば、バードウォッチングをやっていますよね。栗栖小学校であれば、一輪車をやったり篠笛をやったりしておりますけれども、これについては教育委員会がやってくれとか、やらせているわけではなくて、ずっと継続して、その学校の伝統文化として根づいてることなんです。これは学校独自でやっていただければ結構ですし、現に今も継続してやっていることなんです。

だから、教育委員会として小規模校を存続させるためという、これは何て言うんですか、結論ありきじゃないんです。小規模校を存続させるか廃止をするかということについては、これはやっぱり議論は必要だと思うんです。その結果、小規模校は残していきましょう。あるいは小規模校については今後検討していきましょうということになっていくと思うんですけれども、ちょっと何か自分でしゃべっておまして、はっきりお答えが明快にできるかどうかなんです、教育委員会としては、教育の中身については小規模校に対してこれをやれあれをやるということはないんです。ただ、学校現場がこれをやりたい、あれをやりたいかどうかということであれば、これは協議の上、やれることはやってくれと。

ただ一つ、そのために予算が必要、予算を伴うようなことがあれば、これは教育委員会では措置をしないことではありますので、検討はしてきている内容であります。

明快にお答えできたかどうか分かりませんが、これからも小規模校は、それぞれの学校が何とか地域で立っていけるように、個性を発揮し、特色ある学校づくりに取り組んでいくよう努力をしていただきますし、それについては教育委員会も精いっぱい応援をしていきたいというふうに考えています。

お答えになったかどうか分かりませんが、このように、今の再質問に対しては答弁をさせていただきますこといたします。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） 私は本当に滝先生、尊敬する本当に素晴らしい先生だと思っています。しかしながら、この案件につきましては、やはり具体策がないと受け取るしかないなと思っています。

愛知県とほかの県と何でこんなに違うかなという、僕は非常に不思議に思うんですね。例えば岐阜県の山県市というのがあるんですけど、あそこなんか山県学園構想というのをスタートしまして、あそこはもうご承知のとおり、山の中ですから、小さな学校がたくさんある。それをどう、その小さな学校のデメリットを減らすかと言うと、連携なんですよ。あそこたまたまバスがあるもんですから、それでもう学校間交流をもうぼんぼんさせている。あと、それから、美濃市なんですけど、美濃市はこれ学校選択制をスタートしているんですよ。ですから、非常に学校教育、岐阜県はどえらい前進しているな、僕から見ると前進してるなど。愛知県はどうもやっぱり枠にはまって、そこから抜け出せないなというのがあるんですよ。ですから、ぜひ、他県の、愛知県はちょっとよく似たもんだと思うので、他県の様子を見ていただいて、ちょっと具体的な方策を考えてほしいなと思っています。それは要望です。以上です。

4番に行きます。市役所のミスにより発生した誤徴収に関する住民側の債権の消滅時効について伺いたいと思います。

今回も学童保育の関連でミスが発生しているわけなんですけど、5年以内については返還すると、だけど5年以上については時効があるから返還しないということなんですけど、まず時効の根拠法は何でしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

消滅時効の根拠法につきましては、対象となる債権によって異なりますが、地方公共団体が取り扱うものとしては、地方税法、地方自治法、民法等に消滅時効に関する規定があります。それ以外にも、国民健康保険料につきましては国民健康保険法に、介護保険料につきましては介護保険法に、下水道事業受益者負担金につきましては、都市計画法にそれぞれ規定があります。

2月18日開催の全員協議会で報告いたしました、放課後児童健全育成事業利用手数料の還付金に係る消滅時効については、地方自治法第231条の3及び地方税法第18条の3の規定が適用されますが、その消滅時効の期間は5年間で、時効の援用を必要とせず、また、その利益を放棄することができないとされています。そのため、放課後児童健全育成事業利用手数料の誤徴収分のうち、消滅時効である5年間を経過した部分については返金できないという結論に至ったものです。

◎議長（大沢秀教君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） ちょっと難しい言葉を使っているんで、なかなか分からないかもしれない。とにかく役所は間違えたんだけど、5年過ぎたものについては、役所は返しません

よと。これ逆だったら、市が払い過ぎたからそれは徴収しませんよってなったら百歩譲って分からんこともないなとは思うんだけど、逆ですから、やっぱり市というのは一住民からすれば巨大な組織で、そこから請求されて払って、間違っていましたけど5年たっているから戻しませんよと言われて、普通納得するかね。これはないだろうと。こういう言っちゃ申し訳ないけど、関係者でちょっと自腹が切って、払ってくれよというふうに言うんじゃないかなと思うんだけど。

例えば、2番ですけど、時効消滅させず返金することを規定した条例や要綱を備える自治体はあるか。これ要綱とか条例とかになるとちょっとあれなんですけど、ないような気もせんでもないですけど、私が調べた限り、これは久世議員が3秒で見つけてくれたんですけど、ありますよと、柴山さん、ここに。――

――じゃあ根拠法は何だという。役所がいつも恐れるのは、いやこれオンブズマンにつつかれたらどうやって対応したらいいんですか、何を根拠にこの返したんだって言われたら、根拠ないですよ、もう市長の恣意的な行為で返したんですよとなっちゃったら困りますからって言うんだけど、――

――我々市民の代表ですからね、何でオンブズマンより弱いんですか。それは分からん。

――それから、埼玉県の所沢市が、これも保険料の計算ミス。――

――議会の議決がなくてそのまま返しちゃったら、これは違法な公金支出になりかねないんですけど、議会で通れば、これは結構対抗できるんじゃないですかね。

ミスなんてやっぱり起こり得るものですから、これからも。だけど、市民の皆さんが役所というのは5年以上黙つとると返してもらえんよなんていうことが広がってくると、役所は信頼できんなここはとなるよ。ここはね、原市長、ちょっと腹くくって、ちょっとこれ考え直しますわとやったほうが僕はいいと思うんですけどね。

だから、とにかく要旨の2点目、私、自治体の例を出しちゃったんだけど、皆さん、あるんかね、自治体の例は。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

今、柴山議員、いろいろ久世議員がさっと調べられたものということですが、事例をいろいろ出していただきましたが、我々もちょっとそこまではたどり着いておりませんで、いや、たどり着いていないというのが、それが適法かどうかという判断までには至っていないと、そこまでの情報は得ていないということですので、ちょっと今の時点での答弁をさせていた

だきます。

そういうことで他自治体の例についてまでは残念ながら把握していませんが、時効は法律で定められているものであること、法律と矛盾する条例は制定できないこと、要綱は内部の事務取扱であることから、条例や要綱を整備することによって法律で定める時効を消滅させることなく、誤徴収分を返金することはできません。

本市では過去に、現在もやっているんですが、固定資産税については地方税法で定める消滅時効の期間を超えて、誤徴収分を返金していますが、これは過去の最高裁判例において固定資産税が不当に課税された場合には、国家賠償法による損害賠償請求を求めることができるとされ、この損害賠償請求権の消滅時効は、民法の適用を受けて20年となるため、地方税法で定める消滅時効の期間を超えた誤徴収分を返金することに至ったものです。

なお、今回の事案につきましては、市長からの指示を受け、返還する可能性を探りましたが、現時点、返還の根拠となる類似の判例等がないことから、返還は難しいという結論になっています。

今後につきましても、国や県からの通達はもとより、関連する裁判例、司法の判断についても注視してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 私からもお答えをさせてください。

この件については非常に重く受け止めています。税金を預かる身です。負担金を頂く犬山市であります。その中でこうしたミスがあったということは、もう行政の根幹を揺るがす重大なことだというふうに受け止めています。

そうした思いもあって、今、井出部長がお答えしたとおり、返すことができないのかという可能性について調べるように指示をし、今の答弁となりました。

ただ、今、柴山議員からも様々ご指摘いただきましたので、我々も可能な限り返したいという思いは全く同じでありますので、もう一度整理をしながら方法を探っていきたいと思っています。様々な事例をもう一度検証していきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） 私がこの質問しようと思ったら、すぐ、柴山さんこれね返還できないんですよと、固定資産税だけ一応判例があるから、これは可能だけどそれ以外駄目ですよという、すぐそういう反応が来た。もうこれ聞いたときに、俺、この市って何、これ、住民のためにやってないんじゃないかなんて、本当に残念な気持ちになった。

やっぱり調べるべきですよ、一生懸命。そしたら、さっき言ったように、久世議員に頼んだら、3秒でざっと出てきました。何でこんなこと調べられないの。もうやっているとこあるんですよ、返還しているところが。

だから、ちょっと、今回、原市長ね、腹決めてというか、ちょっと検討してほしいなと思っています。まずは要望です。以上です。

次へ行きます。5番、高校生が楽しめる居場所づくりについてなんですけど、犬山市議会は、犬山高等学校と、それから犬山総合高等学校に過去2年かな、意見交換会ということで伺うんですよ。本当に子どもたちというか、高校生と意見交換するのは非常に新鮮、物すごい新鮮ですね。すごくいいアイデアを持っている。彼らは本当にいい頭してますよ。

だから、幾つか取り入れたいなと思っていますけど、そのうちの一つ、我々がやるべきかなと思うのは、高校生の居場所づくりなんです。彼らがいつも言うのは、どこへ行ったらいいですか、犬山市という。彼らの求めているところは、例えば遊ぶ場所というのもあるんですけど、そっちのほうは民間のほうにお任せして、それ以外の場所で高校生たちがたまる場所をつくってあげるのが重要ななとは思っているんです。

私もこの質問をするに当たって、まず犬山高等学校へ行ってきました。犬山高等学校の校長先生とお話しして、こういう気持ち、子どもたちこういう要望を持っているけども、先生どうですか、もうちょっと地域に入って、地域にと言うか、高校生の居場所を探したらということで、そしたら、ああすばらしいアイデアですねと。

犬山市の方じゃないみたいなんで、あんまりこの辺の地理分かってなかったんですけど、でも、とにかく地域とつながっていきたいというのは物すごく強く思っていた。なぜかと言うと、いやもう、愛知県、犬山高等学校なんかですと、こう言ったらあれなんですけど、語弊がないように言いたいんですけど、本当もう子どもが来ないんだそうです、あそこ。何て言いましたっけ、募集人員まで到達しないんですよ。だから、ぜひもうやっぱりここはこの特徴を出したい。そのポイントは、地域とどんだけつながれるか。犬山市というのは物すごく文化的財産を持っているので、これとつながることで犬山高等学校が、これで特徴を出して、何とか子どもを集めたいんですよというふうに強く言われた。

この先生いいなと思って僕は、じゃあお手伝いしましょうということで、その後、その足で犬山西ふれあいセンターへ行きました。館長に話しました。そしたら、館長もぜひ犬山高校生さん、ここはもう勉強の場所で結構ですので、来てくださいと。あるいは、もしよろしければ、将来的にボランティアもやってもらってもいいけど、本当に高校生が来てくれるのは大歓迎。

それから、もう一つ、学童のほうに行きましたら、そしたら、そこのセンター長が僕の中学校のときの、小中学校の同級生の息子だったもんですから、久しぶりだなって話して、彼もですね、彼は以前、楽田の学童にいたそうで、そのときには犬山総合高等学校と交流があったそうです。こっちへ来てからまだ年数たっていないんであれなんですけど、犬山高等学校とはないと。じゃあ、犬山総合高等学校での経験を生かして、ぜひ犬山高等学校の子らを入れて、例えば将来、保育士になりたいとか、あるいは小学校の先生になりたいとか、そういう子はおると思うもんだから、ぜひここでボランティアで、最初は遊ぶだけでもいいです。ボランティアをやって、だんだん子どもに慣れて、将来そちらの道に進んでもらってもいいんじゃないかなと。学童のほうは18歳まで来れますからね。でも誰も来ないんですよ、高校生、誰も来ない。だからそういったプランをつくってあげて、彼らが入ってこれるような、入りやすいようなふうにすればいいと思うんですけど、いかがでしょうか。こういった居場所づくりというのは、犬山市としてサポートできますでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

市内の公共施設において、高校生が自由に利用できるスペースは、市役所本庁舎、協働プラザ、楽田ふれあいセンター、するすみ交流センターのフリースペースのほか、18歳までの児童を対象とした各児童センターなどがあります。特に協働プラザとするすみ交流センターにおいては、電源やフリーWi-Fiを完備しており、日常的に高校生を含む子どもたちが学習や交流の場として利用いただいています。

また、事前予約が必要とはなりますが、学習等供用施設などの貸し会議室を持った施設も、グループ活動等の場として利用いただくことも可能です。

さらに、公共施設のほかの資源として、協働プラザにおいて、地域資源バンクに登録のあるカフェやお寺などの貸しスペースの情報も集約しており、随時相談ができるようになっています。加えて協働プラザの取組として、犬山総合高校と連携した地域探求学習への協力をはじめ、各事業においても、高校生に参加いただけるよう、市内の高校とも連携も深めているところです。

今後はこうした高校生との連携の機会を活用し、情報発信するとともに、市民参加の一環として、市内に点在する資源について自分たちが楽しんで活用できる場所を、高校生が自分たちで話し合い、考え、提案できるような機会も創出していきたいと考えています。

◎議長（大沢秀教君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） 担当を可能にして、ぜひ、うちの近くにある犬山高等学校へ行ってください。ここでこんなことができますよとか、こんな時間帯、こんな曜日、こんなことができますよということを具体的に説明してください。うちオープンしているから来てくださいねと言うだけでは誰も来ない。誰も来ないですよ、そんなのは。だから、もうきっちりプログラム、きっちりでもないんだけど、ちょっとしたプログラムをつくって、来るようにぜひいい計画立ててくださいよ。お願いします。

6番に行きます。施政方針について。

原市長、本当にありがとうございました。さら・さくらの湯、私、ヘビーユーザーです。ヘビーユーザーといっても週に2回ぐらい行くぐらいですけども、大好きで、行っています。前はサンパーク犬山へ行ってましたけど、サンパーク犬山なくなりましたから、もうあそこしかない。もう1個あるんですけどね、あそこがメインのところになってきましたので、ぜひ、あそこを継続していただきたい。

私、最近、風呂へ行くと、皆さんから、ああ、柴山さんありがとう、ありがとう言われて、いやあ俺がやったわけじゃないんだけどなと思うんだけど、実際は僕以外の議員とか、市民の皆さんとか、あるいは最終的に原市長が恐らく担当課から、市長、何考えとんのん、そんなもん続けれるわけないがねという批判を受け取ったと思うんだけど、それをものともせず、やるぞと言ってくれたと思うんですよね、恐らく。だから、俺、そこは応援したいなと思います。ぜひ、これ継続させていただきたい。

まず、継続したキーポイントは何でしたか、ちょっとお伺いしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） それでは、ご質問にお答えいたします。

さら・さくらの湯を存続させることとした最大の理由ですけれども、これは玉置議員への答弁で市長が申し上げたとおり、利用状況となっております。令和4年度には温泉水から水道水への切り替えと、コロナなどもあって、約4万4,000人まで落ち込んでいましたが、その後は回復傾向にありまして、本年度、令和7年度はその2倍近くの8万7,000人の利用が見込まれて、昨年度、令和6年度との比較を見ましても、約2割、20%の増加ということになっています。市外の方の利用が半数近くに及んでいますが、民間の入浴施設が減っているという状況にもありまして、柴山議員をはじめ入浴施設に対する市民のニーズが少なくないということが確認できました。

今後は利用料の見直しや、新たな介護予防の実施などにより、収支の改善とさらなる活用ということを図ってまいりたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） ありがとうございます。人数が増えているのは私も感じます。本当にありがとうございます。

2番の太陽熱温水器を利用してはどうかという話なんですけど、あそこはどうやってお湯をつくっていますかということをお伺いしたいと思います。それで幾らぐらいかかっているか。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） それでは、ご質問にお答えいたします。

さら・さくらの湯の熱源ということですので、ボイラーを使っておりまして、都市ガスを燃料とさせていただいております。

金額につきましては、令和6年度決算ということになりますが、1,731万4,345円となっております。

◎議長（大沢秀教君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） ありがとうございます。やっぱりどうやってお湯をつくるか、それ方策をもう一回考えたほうがいいと思うんですね。ここに書いた、太陽熱温水器というのは世の中にあるんですよ。太陽熱温水器というイメージ悪いんですよ。今から50年ぐらい前ですか、もうそこらじゅうに太陽熱温水器を屋根につけまくった業者がいて、そこがやっぱり結構、こう言ったらなんですけど、非常にやり方がちょっときついやり方でやられたものですから、ですからもうつけた人ね、そのつけたお湯はいいんだけど、そのお金の払い方がちょっときついというのがあったということを知って、だからもう太陽熱温水器というのは非常にイメージ悪くなっちゃったというふうに聞きました、業者の人から。だけど、これは、これ単体、これ自体を考えると、本当に素晴らしいもので、一旦つければ、ほとんど付け替

え、改修のときは金かかりますけど、設置するときも、だけど一旦つけば、本当、金かからないんですよ。

私の友人で、名古屋で銭湯をやっている人がいますけど、彼は本当に改革派で、彼のところもこの太陽熱温水器でもうかなりお金が下りたと。犬山市の場合、1,700万円を超える額はガス代で飛んでいってるわけですね。だけどここ3,000万円でしょう、マイナス、だから3,000万円のうち、6割ぐらいは浮くんだよ、太陽熱温水器にすれば。ですから、ちょっと工夫すれば、金というか、その経費削減できる。やっぱり経費のかかるところがネックだったでしょう、ここやってもいいかどうかというのは。ですから、やっぱり経費がかからない方法を模索すべきだと思うんですけど、この太陽熱温水器導入についてはどうでしょうか、ご検討いただけますでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） では、再質問にお答えをいたします。

議員ご提案の太陽熱温水器につきましては、既に銭湯、大規模なお風呂で使っているということをご紹介がありましたけれども、さら・さくらの湯も一般家庭のおよそ200倍の湯を使っておりますので、対応する設備が存在するののかということであったり、物理的に屋根が銅板を使っていたりするものですから、設置できるのかという点をはじめ、議員もおっしゃられた設備の導入と維持管理に要する経費と、軽減が見込まれる光熱費との比較、耐用年数などについて、まずは研究をさせていただきたいというふうに思います。

◎議長（大沢秀教君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） 私は、風呂というのは日本で重要な文化の一つだと思うんで、ぜひ、なくさないように頑張ってくださいなと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 16番 柴山一生議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午後0時02分 休憩

再 開

午後1時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

15番 久世高裕議員。

◎15番(久世高裕君) 15番、清風会、久世高裕です。今回は5件、一般質問させていただきますので、よろしくお願いします。

最初の1件目です。犬山観光の次のステージということで銘打ちましたけども、観光で今大変城下町には人が大勢いらっしやっています。自分の実感としても、もう年々増え続けていっているなど。特に今年に入ってからかなり増えているなどという印象です。どちらかと言うと、観光戦略会議でも、今起こっていることに対して住民の方々のご不満とか、観光客の方々のご不便とか、そういうところに目が行きがちなんですけども、やっぱりちょっと大きな目で次のビジョンというか、犬山市の観光が次に何を目指すべきなのかということについて、ちょっと議論ができればと思っております。

広域観光の「ハブ」へということで書かせていただきましたけども、広域観光で、例えば犬山市とどこかほかのまちとで行き来するだけではなくて、むしろ犬山市がその起点になるべきだというようなことが十分できるんじゃないかなということで、こういうタイトルにさせていただきました。

要旨1の質問です。明治村で3月7日から鬼滅の刃のコラボ企画がついに始まりまして、2020年の6月の議会でここで提案させていただいたんですけども、あそこは鬼滅の刃の本物の聖地なので、何となく雰囲気だとかそういうものではなくて、あるワンシーン、その主人公たちがけがをして、その機能回復という、ちょっと傷を癒やす場面があるんですけども、その部屋が全く同じ建物があるということで、もうこれは本物の聖地、だから、コラボ企画をぜひやってほしいというお願いを名古屋鉄道にしてほしいという質問をしました。

ついに3月7日から始まりまして、もうそれがリリースされた瞬間に、物すごいネットでは反響で、今は混雑状況も、明治村から「ご来村の皆様へのお願い」という緊急要請が出ているぐらい大変な、グッズもすぐになくなってしまったり、転売対策も大変なようですけども、そういうような状況です。それが犬山全体に広がるといいなと思いました。

名古屋鉄道は、今回の鬼滅の刃以外にも、いろんなキャンペーンをその施設ごとに行っています。交通関係でも、いつか名探偵コナンの映画のときに、あれ愛知が舞台だったときに、江南駅が名探偵コナン駅というような駅ができたということがあったりして、これ犬山市でも何かあったらいっぱい来たのになど。実際江南市でも大勢いらっしやったそうです。

そういう名古屋鉄道はかなり地域を巻き込んだこともやってくださるだろうということで、例えば今回でも鬼滅の刃、まず明治村で1回やってもらうことが大事なんですけども、映画はずっとこれから継続してまだ三部作、少なくとも三部作、無限城編という、恐らくまだ最後にあるんじゃないかなという気がするんですけど、僕は、無惨編というのがある気がするんですけども、少なくとも無限城編というのは3回あるから、もう当分、10年ぐらいは当分も大ヒットコンテンツになること間違いなし。

明治村も1回やれば恐らく何回かやってくれるんじゃないかなと思いますので、ぜひ次のキャンペーンぐらいからは、城下町でも例えばそういうポイントが、スタンプラリーみたいなポイントがあるだけでも、人が回遊する仕組みができるんですよ。名古屋鉄道うちの市も、結局観光客の回遊、一極集中ではなくて分散、回遊ということを目指していると思

いますので、ぜひコラボキャンペーンみたいな形で、犬山市も共同で協議会を組んでいますから、そういうところの企画としても、城下町を含めた犬山市全体と名古屋鉄道の施設との共同のIP、知的財産、キャラクターコンテンツの企画ができないかなと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

先ほど議員からもご紹介いただきました博物館明治村では、この3月7日から5月31日の期間で、鬼滅の刃とのコラボイベントが開催されており、開始前からSNS等で大きな話題となりました。開始後もかなりの話題となっております。

明治村と鬼滅の刃のコラボについては、先ほどお話ありましたが、令和2年6月議会においても久世議員からご提案があり、その後、名古屋鉄道が参画する観光戦略会議などでも働きかけていただいたりするなど、地元からの声も今回の企画によい影響を及ぼしたのではないかと考えております。

犬山市にはほかにも民間の観光施設があり、今後もこのようなIP関連企画が実施される可能性は十分にあるものと考えております。ターゲットを明確にした企画は、犬山来訪への強い動機づけにつながり、当市としましても望ましい形のツーリズムの一つと捉え、歓迎するものでございます。

こうした人気アニメと強いIPを軸とした民間施設と城下町等、市内全域との連携は、まずは市単独で実施できるものではございません。関係者との連携、協力が必須となります。実施のタイミングも含め、早い段階からの事前準備が重要と考えており、費用や権利、連携内容の調整等、取り決めるべき事項は数多くあると認識しております。

一方で、実現すれば市内回遊が促され、滞在時間が延び、消費や宿泊増にもつながるなど、当市観光が目指す方向性とも合致し、成果が期待できるため、小さなことでも実現に向け、チャレンジすることがまず必要、重要と考えております。

このため早い段階から企画の情報が得られるよう、アンテナを高くするとともに、名古屋鉄道株式会社や犬山市観光協会、その他関係機関とも連携を図りながら、実現のための努力を地道に続けてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） ありがとうございます。地道にという言葉は非常に確かにそうだと思うんですけども、こういうことは会議の場というよりは、恐らく常に顔を定期的に合わせながら、水面下というか非公式というか、そういう場で意見交換をしながら、実はこういう話があるんですけどとか、こういう企画をやろうと思っているんですけどというところで、市はここまでできますとかということが非常に大事だと思いますので、ぜひ定期的にそういった意見交換を重ねながら、実現に近づけていただきたいと思いますなと思っております。

要旨2の質問に移ります。これ大河ドラマ「豊臣兄弟!」非常に面白いです。毎週わくわくして見ているんですけども、少年漫画みたいな展開で、何かこう、毎回わくわくする展開

で非常に面白いんですけども、そこで前々回から鶴沼城でのやり取りが出てきまして、2回にわたって出ましたね、鶴沼城。大沢次郎左衛門という方が出てきて、今までそこまで歴史上、表に出てなかったような人物も、今回の大河ドラマはピックアップしてくれるということで、これから小牧・長久手の戦いに向けても、もしかしたら野呂助左衛門が出るんじゃないかという期待もしているところなんですけども、こういうところで、犬山城はその紀行という、ドラマが終わった後の今どうなってるかみたいな、紀行というところで思い切り出ました。それと合わせて、鶴沼場の跡、鶴沼城跡、今の城山荘があったところで、あそこが今このような状態ですと、ただ立入りはできませんという状況なんですけども、これは犬山の観光にとっても非常にあそこはいい場所だということが、観光戦略会議の中でも話題が出たぐらいでして、犬山は今、河川敷のかわまちづくり計画をやって、こうなりそうですというビジョンはつくっているんですけど、あそこからの景色は、今の鶴沼城のあったところ、あそこから見る景色のほうが多分すごいですよね。川があつて城があつて、夕日がこの伊木山とお城の間に沈んでいくという、これ多分日本一の夕日のメッカになるんじゃないかな。恋人の聖地という、何かそういうキャンペーンみたいなものがあるんですけども、恐らくそれでも日本一になるぐらいのポテンシャルがあるなど。ただ各務原市のことですので、だからあんまり軽々にどうこうということは言えないんですけども、ただ、犬山市にとっても非常にメリットがあるなどと思います。

もともと各務原市もあの土地の大部分を購入されて、ただ一部、民間の方との土地の所有権の問題があったと。ただ和解をしたということ、令和6年あたりにちらっと見ておまして、議会の議事録なんか見ていると、そういう形跡もあるんですけども、ただ、今の状況がどうなっているかとか、今後どうしていくかということが、まだちょっと分からないところもあるので、ぜひ犬山市としてもあそこを各務原市に整備していただいて、一緒に観光キャンペーンのようなことを打つことで、日本中から人が来るような潜在力のある場所だということを示していけるとと思いますので、今、犬山市として、各務原市に働きかけをしていたりするのかどうか、もっと積極的に働きかけをしていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

各務原市との関係なども含めてお答えさせていただきたいのですが、各務原市は木曾川を挟み隣接しております。現在も観光面で様々な連携が行われております。毎年6月から10月までは木曾川うかい、夏には日本ライン夏まつりロングラン花火を開催しております。

また、両者は、犬山・各務原広域観光推進協議会というものを組織し、木曾川空間を利用した船のイベント、木曾川うたかた亭、先週末に行いました、こちらや川島ハイウェイオアシスにて、犬山・各務原ご当地じまんまつりを実施するなど、協力体制を敷いて、相互の観光振興を図っております。

こうした中、大河ドラマ「豊臣兄弟!」では、犬山城とともに、先ほどご紹介いただきま

したが、鵜沼城も戦略上の非常に重要な拠点として描かれ、大きな注目を集めることとなりました。我々も大変楽しみに拝見させていただきました。

現在の鵜沼城跡については、様々な利用形態を経て、近年では、城山荘という旅館が営業されておりましたが、平成14年にその旅館も撤去されたと聞いております。

その後、各務原市に聞き取りしたところ、令和6年12月に同市が鵜沼城跡の所有権を取得されており、取得目的は、景観の保存を主とした国指定名勝木曾川の保存管理とのことでした。

一方、鵜沼城跡に至る周辺の土地については、民有地の状況であるとのことでした。このため、今後の利活用方法については、今のところは未定ということでございました。

鵜沼城跡については、歴史的にも景観的にも非常に魅力のある場所であると認識しております。観光誘客において相互連携ができれば、両市にとって非常に大きな効果が得られる可能性を秘めていると考えております。

こうしたことから、ご提案いただいたとおり、各務原市に対しては、鵜沼城跡の積極的な利活用が図られるよう、犬山市側からも継続した呼びかけを行っていきたく、このように考えております。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） これは市長に再質問させていただきたいと思います。

以前は石田市長のときは森市長で、石田・森のタッグでやっていこうというようなことを、僕も両者から聞いていまして、やっぱり市長同士の関係が非常に大事なのかなと思っていました。今の時代はもう原市長と浅野市長、ぜひ両市長でやっていこうという機運をつくっていただきたいんですが、市長はいかがでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 市長の答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 久世議員の再質問にお答えをさせていただきます。

言うまでもなく私たち犬山にとって、木曾川と犬山城は非常に尊い存在であります。木曾川があったから犬山城が築城され、犬山城があったから犬山のコミュニティが形成をされました。

木曾川という資源があって、今の犬山につながっています。だから再び遠い木曾川から近い木曾川にしていきたい、その思いが、犬山市かわまちづくり計画であり、計画が認められ、国土交通省に登録をされました。ご指摘のとおりです。

現在、具体的な整備に向け、国と市の役割分担について協議を重ねているところでありますので、こちらも積極的に内田の地域の皆さんと連携しながら進めていきたいというふうに思っています。

その中で、木曾川河川空間の活性化と利活用は、犬山だけのことではなく、犬山と各務原両岸それぞれに魅力があって、にぎわいや憩いの要素があって実現するものだと思っています。そのため部長からも話がありました。これまで一緒に実施してきている鵜飼いとロングラン花火を基軸に、連携を深めていきたいと思っていますし、3月7日、8日には船イベン

トである木曾川うたかた亭も開催をされましたので、こちらのほうも充実をし、連携を強めていきたいというふうに考えているところであります。

その上で、久世議員からご提案をいただきました鶴沼城という歴史文化を活用した連携についてであります。私も「豊臣兄弟!」楽しみに毎週拝見をしています。それにこの考えには大いに関心があります。鶴沼城はもちろんなんですが、信長が伊木山に伊木山城を造ったことで、大沢次郎左衛門が圧力に耐えきれず降伏したとの歴史があります。

「豊臣兄弟!」の放映でも見られたように、伊木山城跡からであろう犬山城と鶴沼城が見えるところが映し出されました。また、犬山城からも伊木山城跡と鶴沼城跡が見え、鶴沼城跡からも犬山城と伊木山城跡が見える。それぞれの場所から歴史や景観を通して見えること、分かることはすごく価値のあることだと思っています。

各務原市長とも話す機会がありました。そのときにもちろんお互いに「豊臣兄弟!」をきっかけに、兩岸で歴史的な連携をしていきたいと思いますと投げかけました。浅野市長からはぜひと言っていただいています。

また、もうすぐ鶴沼城跡に歴史看板を設置されるとも聞きました。その中で、現状は部長がお答えをしたとおりであります。いずれにしろ、鶴沼城跡は大きな可能性と潜在力を秘めた場所であります。

今後は、各務原市の動向に注視し、また意向も尊重しながら、犬山市としてもよい利活用と周遊性が図れるように働きかけていきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） ありがとうございます。現場レベルでもイベントをされていたりとか、トップ同士でもぜひやっという機運ができると、本当に物事は進んでいくと思いますので、ぜひお願いします。

要旨3の質問に移ります。

今の各務原市との連携もそうなんですけども、各務原市と組むと、その両市だけではなくて、あっちにはJRが入っているということもあって、さらにこの広域での集客、誘客が見込めるという効果もあるわけです。

そんな中で、議会のほうで各派代表者会議で正副議長のほうから報告いただきましたけども、主に多治見市、春日井市が協議会をつくりたいと。そこに犬山、瀬戸もぜひという話の中で、観光を一つテーマにということもあったとお聞きしております。

観光となると、直接その多治見市とは、やや少し距離が、交通手段としては距離がある状況ですから、どういうことがやれるのかなということを思ったんですけども、でも多治見といえば美濃焼だと、美濃焼と言えば古田織部、古田織部と言えば小島醸造の畑議員も関わっていらっしゃる忍冬酒のところの庭、古田織部作と伝えられる庭園があるということで、そういうところで、もし美濃焼の今の一流のアーティストの方の個展なんかができたら、これはすごいいいコンテンツになるなと思いました。

この広域観光とかを考えると、どうしてもいつも何か宣伝だけとか、パンフレットをつくってお仕舞とか、動画つくってお仕舞というふうになりがちなんですけども、やっぱりコンテンツをつくるべきだと思うんですね。

だからイベントでも、例えばイベントをやって、それを出版物なんかにしていくと、残っていくんですね。だから、そういうものをコンテンツをつくっていくことをぜひやっていただきたいなと思うんですけども、これはいかがでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

現在、近隣市町とのコラボコンテンツとしましては、先に答弁しました各務原市との花火や鶉飼い等の連携事業等がございます。その他の広域での取組状況としては、当市は木曾川流域市町での協議会や、国宝5城の協議会などに参画しておりますが、誘客宣伝やイベント開催に注力した連携が主な取組内容となっており、いわゆる宣伝が中心となっておりますので、共同でのコンテンツ造成というのは限られているという現状、ご指摘のとおりでございます。

他市町との共同コンテンツ造成というのは、それぞれの市町の特色や打ち出したい施策を踏まえた上でのすり合わせとなりますので、観光施策に対する共通認識や熱量、そして方向性を一致させることが重要であり、実現に向けては調整する事項が多くあるものと認識しております。

そうした中、議員ご提案の焼き物ですとかアートを介したコラボコンテンツづくりについてですが、犬山市は従来から特色ある文化や歴史的な文化財が豊富であり、芸術文化に親和性が高く、アートが似合うまちであると自認しております。

このため、アートを基軸とした本物を感じるコンテンツ造成は、今後、当市の観光施策推進及びシビックプライド、郷土愛醸成の面でも重要なキーワードとなり得るものと考えております。

その上で、近隣市町とのアートを通じた広域での連携は、施策の切り口としては、他市町と共同で取り組める可能性と、市単独では実現できない成果や効果、これは回遊性、周遊も含めてですが、宿泊も含めて、そうした効果を得られる可能性を有していると考えております。

については今後の観光施策上、有効な手段と考えられますので、道のりは長いかとは思いますが、様々な場や機会において、他市町にも提案し、実現に向けて尽力していきたいと考えております。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） ありがとうございます。非公式に僕のところにも、岐阜のほうが多いんですけど、なんて言うか犬山はやっぱり海外の方も非常に多いので、そういったところにPRをしたいからやりたいということも非常によく言っていただけます。

やっぱり犬山を絡めて何かをやりたいという人が非常に増えてきているので、そういう打診があったら、ぜひ場所を提供しますので、職員の労力をあまり使わない、お金も使わないけども、場所はしっかり提供しますと、がんがん宣伝してくださいということで恐らくやっていただけるんじゃないかなと。

コンテンツづくりがやや弱い当市の観光と、あとコンテンツを持っているけども、ちょっと集客の方法に苦労しているまちとの強み、弱みを生かしたのはウィンウィンになると思いますので、ぜひそういった場を用意して、打診があったらぜひやってくださいということで、仕掛けをしていっていただきたいなど。

そうすることで、この犬山が起点になって、まず、たくさんのお客様が犬山に来る、そこで何かを見る。そのまちに行ってみようという、これが僕の考える広域観光のハブという状況です。これはそんなに難しくないと思いますので、もう現実的にそうなりかけているところもありますから、ぜひこの仕掛けを加速させていくことで、犬山の観光が次のステージに行けるんじゃないかなと。もちろん、犬山市内のほかの場所にも回遊をしていただける仕組みもつくっていきえると思いますので、ぜひそういった観光のビジョンをお願いしたいと思っております。

では、2つ目の件名の質問に移ります。食料品消費税ゼロについてです。

これはちょっと国政のほうで、選挙で自由民主党の公約として、高市総理の悲願だということで、2年間の食料品の消費税率をゼロに、軽減税率の部分をゼロにするということだったんですけども、国民会議というのができて、そこで話し合いますということで、正直どうなるかは分かりませんが、ただ実現した場合の財政的な影響というのは見ておかなきゃいけない。国がそこを何かしてくれるとしたとしても、本当に全部かどうか分からないですから、備えをするという意味でも、それが実現した場合に、今の市にどういう影響があるかというシミュレーションをしておかなければいけないと思うんですが、この点、どうなりそうでしょうか、お願いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

政府において、物価高対策の一環として、酒類や外食を除く飲食料品を対象に2年間、消費税率をゼロとする案が検討されていると報道されていますが、現時点で本市に対し、国や県から具体的な内容は示されておられません。

このため、本市の影響について確定的なことを申し上げることはできませんので、報道内容を前提条件として想定される影響についてお答えします。

報道では、酒類、外食を除く飲食料品の消費税ゼロとした場合、年間約4.8兆円の税収減になるとの試算が示されています。国と地方を合わせた消費税収は、年間約31兆円規模であることから、単純計算では約15%程度の減収に相当します。

この減収による影響としては、まず、地方消費税交付金の減額が挙げられます。税収が直接的に影響しますので、試算いたしますと、約3億円の減収が想定されます。

次に、地方交付税の減額が挙げられます。国の消費税の19.5%が地方交付税の原資となりますので、消費税が減額となれば地方交付税の額が減額となり、財源不足分を臨時財政対策債により補填することが想定されます。

そのほかとしましては、消費税の減税を実施するための財源として、補助金や租税特別措

置の見直しが挙げられており、その影響も懸念されます。

いずれにしましても、国の施策に伴う地方財源の減少については許容できるものではありませんので、国の動向を注視するとともに、住民サービスに支障が生じないように、全国市長会等を通じて国に対して必要な財政措置を求めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 了解です。これはいろいろと聞くというよりは、ちょっと状況を確認したいという質問でしたので、ただ、消費税で減収分とプラス交付税で賄ってもらえるんじゃないかという期待はあっても、それも算定の中に入っている。臨時財政対策債ということは結局借金をするということですから、今の金利状況ではそんなことが本当に可能なのかなという気もちょっとしますので、やっぱりこれは注視していくべき課題だなと思いました。では、件名3の質問に移ります。ウォーターPPPについてです。

これもちょっと国の施策の関連することですけれども、特に下水道のほうで、ウォーターPPP、官民連携について議論を始めるというような状況になっていると聞いております。上水道はまだそこまでは行ってないということですが、下水道に関して、国が何か重点交付金の要件にしてきているということですので、国はなぜこういうことを進めたいのかということをおもって考えると、これは国の方針に逆らうと、どんな不利益が待っているんでしょうか、お願いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

ウォーターPPPとは、国が示した上下水道事業の新たな官民連携手法の考え方で、今後の職員不足や施設の老朽化などの上下水道事業が抱える課題を解決する一つの手段として国が推進しているものです。

国のガイドラインによると、ウォーターPPPは施設の運営権を民間事業者に設定するコンセッション方式と、それに準ずる方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする管理・更新一体マネジメント方式の総称であり、管理・更新一体マネジメント方式は、コンセッション方式に段階的に移行するための方式としています。

ウォーターPPPを導入しない場合の影響としては、下水道事業においては、導入の決定が令和9年度以降の上下水道の改築に関する国の交付金要件となっており、老朽化対策として実施する管更生工事や管路調査などに関する国の交付金が受けられなくなることが挙げられます。

一方、水道事業には現時点でそのようなウォーターPPP導入を前提とする国の交付金要件はありません。

失礼しました。令和9年度以降の下水道の改築に訂正をさせていただきます。申し訳ございません。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 結局、要件にしてきているということは、もうやらざるを得ないよ

うな流れになってきているんじゃないかなと。逆らいたいですけどね、国の言うことに従って本当にいいのかなと思うんですけど、やっぱりお金には変えられないというところをつかまされてしまっただけでは非常に厳しいなと思います。

要旨2の質問に移りますけども、本当の狙いはと書きました。なぜここまで国が進めてくるか。ちょっと理由がよく分からんなとずっと思っていたんですけど、何か地方公営企業の話を下水道でしていたときも、何でそういう縛りをかけてくるんだろうと。

要は、国は地方に増税をさせるような動きを取っているわけです。自分たちは選挙のたびに減税、減税という、ふざけるな、自分勝手なという思いがどうしても消えないんですけども、ただそれだけじゃないだろうなと。

ほかの施策を見ると、ちょっとこの下水道は、広域ごみ処理施設の話にちょっと似ているなと思ったんですが、結局このコンセッション方式というのを進めていくと、民間に委託できるところに委託をしていかなきゃいけない。それが長期包括的な委託となると、そんなにベンチャー企業のようなところはできないんですよ。ノウハウがあって、ほかの他県の例えば宮城県の状況を見ると、外資の外国で民営化が先行して進んでいるノウハウのあるところが、結構な株式の比率を占めてくるということで、スケールがでかくなってきますね、委託先の。となると、規模の経済が必要で、民間が入ってくるためには、もうからなきゃいけない。株式会社とかですから、民間だからそれはもうけなきゃいけない。もうかる仕組みを整えなきゃいけない。もうけるためにどうするかというと、規模を増やすという形になる。だから、恐らくこのまま行くと、複数の市町で同じ業者に発注をしていくことになるんじゃないか。それを期間とかリスクをどの辺にするとかを協議しながら、複数市町で同じ業者に発注するという事は、これはごみ処理施設のようなもので、そういうことをやらないと、国はお金出しませんよという形になってきているな、何か時代に合わないなと正直思うんですけど、ごみだって今進んではいるんですけども、人口が減ってごみが減ってきている。それを大きい炉を造るということがどこまで正しいのかというのは、もう今後見ないと分からないんですけども、少なくとももうそういう国が縛りをかけてきて、地方がそうせざるを得なくなっている。

恐らく下水道は少なくともそれが目の前に来ている。上水道もそのうちそうなるんじゃないかなとは思いますが、そうなった場合に、市はどう対抗するか。それがもう本当に時代に合わないのであれば、やっぱり強く複数の市町で、国は方針を変えろということを書いていかなきゃいけないと思います。

ただ、合理性があるんだとすれば、複数の市町で今からもう準備をしていく。どこまでを民間にリスクを負ってもらうか、どこまでを市が負うか、住民の負担はどうなるのか。例えば料金を民間の会社がもうけるために引き上げると言っても、それに対抗する契約をどう取っていくかということは今から考えていかなきゃいけないと思います。

なので、ここで質問したいのは、今、当局としては、こういう状況に対してどう考えているかということについて、国がどう考えているかということと、市が今どう対抗しようと、対抗というか、対応しようとしているかということについての答弁をいただければと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

ウォーターPPPの制度は、委託する業務範囲に施設の維持管理などだけではなく、更新工事の計画や設計・施工などを含むことが可能な仕組みとなっております。

また、受注者が発注者の仕様書の指示に従って業務を行う従来型の委託契約とは異なり、業務の進め方について受注者が自ら計画し実行する仕組みであり、これらのことから請け負う業務範囲が非常に幅広くなるという特徴があります。

このように業務範囲が幅広く、事業規模が大きくなることで、特定の大手業者しか受注できなくなったり、きめ細かな対応が困難になったりする状況を生じる可能性があります。

これらのことから、ウォーターPPPの導入の調査検討を行う過程においては、今後の職員不足への対応や施設の老朽化対策などの目的だけに着目するのではなく、ただいま申し上げましたような状況を生じる可能性も考慮し、本市において一番よい選択をできるよう、国や県の動向を注視しながら、慎重に検討を進めていきます。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） ありがとうございます。これは具体的な回答を求めている質問では正直ないです。ただ、今の可能性としては、やっぱり大手の大きいところしか受注できなくなるということは、小さい業者がもう持たなくなる可能性もあると。そうなると、困るのは災害のときですね。インフラ復旧が迅速にできるかどうかということの問題にもつながってくるので、やっぱり今からこれは備えていかなきゃいけない課題だと思っております。

他市町の例を見ると、この水道問題がよく政治問題になりやすいんですけども、そういう何か不毛な政治問題は避けたいなという意図からも、今回の質問を伺ったものでして、やっぱり何かこう対立をするんじゃないくて、国の方針も理解というか、認識をしながら、どう対応していくかということをもみんなで一緒に考えたいなという質問でございます。

では、件名4に移ります。中日ドラゴンズ2軍本拠地の誘致について。

ちょうど今日の朝、テレビでやっていたみたいですね。昨日、僕、ネットのニュースで見たんですけど、これは僕、大賛成でして、全員協議会でも申し上げたんですが、やっぱり犬山市の将来を考えても、僕は絶対やるべきだなと思っております。こんな夢のある話はないなと。やっぱり犬山は教育のまちですから、やっぱりファームはぴったりだなと思うんですけども、中日の選手も育てるぞと、犬山で育てるんだということで、ぜひやっていただきたいんですが、候補地はどこになるんだということで、自分としてはやっぱり五郎丸東がいいなと。あそこに今、地権者の方々中心に、区画整理組合に向けて動いていただいているところなんですけども、その地権者の方の意向が当然最優先なんですけども、やっぱり何が来るかによって、あの地域の将来的な在り方も大きく変わるだろうと。もし中日の2軍が来れば、駅も名古屋鉄道が造ってくれるんじゃないかなという期待も抱くわけです。

今、市としては、どこを候補地として考えているのか。昨日、ニュースでは、商工会議所は五郎丸とか羽黒駅の近くということで要望書を出されたようなんですけども、市のほうは

今どう考えているのでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 久世議員の質問にお答えをさせていただきます。

施政方針でもお話をさせていただきましたが、ありがたい投げかけでありますので、思いを込めてお伝えができればなというふうに思っています。

これからの犬山のまちづくりで、成熟しつつある犬山をどう考えていくのが大切なんだろうなと思っていました。その中で、ふだんから犬山のまちでスポーツを見たり音楽を聞いたりするゆとりの環境があったら、もっと犬山ってまちが豊かになるんだろうなと思っていました。

そこにドラゴンズ2軍移転の報道がされました。想像しました。もしドラゴンズが犬山市に来たら、どんなまちになるんだろうと。学校や仕事が終わった後に野球の試合を見に行けます。ドラゴンズ選手が犬山にいて、犬山の皆さんが犬山で会うことができる。そうなればどれだけ楽しくてわくわくして夢があるんだろうと思いました。それにドラゴンズが移転してきたら、犬山のまちのデザインが変わって、魅力が高まります。

来るまちから住むまちに転換していきたいと、皆さんと一緒に考えています。住むまちとして求心力が深まると思いました。その可能性が犬山にあるんです。そんなイメージを描きながら、可能性を線で結んでいったら、ぜひ挑戦をしたいと思いました。それは新しい犬山づくりのためです。

そして、久世議員がおっしゃっていただいたように、図らずも、久世議員の質問を受ける前日に、高橋会頭をはじめ犬山商工会議所の皆さんが、中日ドラゴンズ2軍本拠地の犬山市誘致に関する要望書をお持ちいただきました。この誘致が犬山市の発展に寄与することを考えられています。

商工会議所として全面的に協力していくので、強く取組を進めてほしいとの内容がありました。商工会議所から市民運動が起ころうとしているのは、ありがたくうれしく心強いことでもあります。そんな応援をしてくれる皆さんとともに、手を挙げた自治体は犬山市が一番最初でありますから、誘致に最善を尽くしていきたいと思っています。

でも、ライバルがすごく多く、簡単なことではありません。でも、犬山にはほかにまねのできない強みがあると思っています。観光都市として、観光の連携が図れること、また、歴史文化と融合したファームの拠点のブランディングが考えられること、道路や鉄道などのアクセスのよさにより、愛知、岐阜の連携が図れること、犬山には愛知のファンだけじゃなく、岐阜のファンも取り込める導線があります。だから、提案に当たっては、これらの犬山の個性を強みとして、犬山がどのように変わるかというイメージを持ちながら、犬山らしい提案をしていきたいと考えています。

そこで、お尋ねの場所についてであります。昨日、今日と放送がされたみたいですが、五郎丸一帯が映し出されていたようであります。その公募の条件となるだろうということを踏まえながら、鉄道駅から距離や候補地までの道路状況、利用しやすい土地形状で十分

な面積が確保できるかなどを重点に検討しているところであります。詰めの段階です。

基本的に市街化区域には、誘致に必要とする6ヘクタール以上のまとまった土地が確保できることはありません。ですから、市街化調整区域の農振農用地が広がる地域になるのではないかと考えています。

五郎丸東一丁目地区においても候補地の一つとして検討しています。ただ、公募の要件になるであろう鉄道駅から距離が1キロ圏外であること、また、高圧線が存在しています。そして、中央に河川があるなど、利用しやすい土地の形状ではないことから、候補地としての優先順位は低いと考えているところでもあります。

しかし、候補地の選定に当たっては、これからの犬山のまちづくりと関連もすごく重要なことです。ですから、五郎丸東一丁目地区で進めている新しいまちづくりへの相乗効果や鉄道駅設置の可能性の向上などが期待できる箇所が望ましいと考えているところであります。

この考えと思いで、誘致に本気で取り組んでいきます。これからは犬山の新しい可能性を引き出すための挑戦であります。犬山市議会としても応援いただくよう、心からお願いを申し上げながら、皆さんにご一緒いただければ幸いです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 土地の問題は難しいですから、もう真剣に検討していただいているということでお任せします。ぜひお願いします。

件名5の質問に移ります。施政方針についてです。

市民健康館さら・さくらについてです。

要旨1の質問ですが、お風呂を残すということはまあまあいいかなと。ただ、今までの前田健康福祉部長の答弁を聞いてると、やっぱり難しいのかなと正直思っていました。大規模改修も必要ですし、お風呂、またいつ壊れるか分からない。やっぱり湯を扱う、しかも大勢の人が入る、消毒設備が入ってくると、やっぱり難しいとは思うんですね。

だから、どこまでこれから使っていけるのかというのは、依然不透明だとは思うんですけども、ただ残すということを決めた以上は、それを踏まえていろいろ考えたいんですけども、残すという判断をした以上は、当然、赤字幅が問題になっていたわけで、年間3,000万円以上の赤字というのをどこまで縮小できるか。料金改定も検討しているということですので、その改定の料金をまだ報告はいただいてないわけですけども、どれぐらいの赤字幅の縮小が見込めるかということは出しているはずだと思いますので、答弁をお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） それでは、ご質問にお答えをいたします。

料金改定の内容というのは、おおむね決定をしておりますが、なお細かな部分で調整を行っておりますので、現時点での方針に基づくものとしてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、料金改定に際して考慮しなければならない点というのは、議員ご指摘の収支改善と

ということになるかと思えます。とはいえ値上げ幅というのを大きくしてしまえば、利用者というのはそれに伴って減少するというふうに思われますし、市内、他にまだ入浴施設というのがありますので、その料金とのバランスということも大切だというふうに考えています。

また、犬山市の公の施設ということですので、市民の方と市外の方ということの差別化も必要だというふうに考えております。

この場で具体的な条件を申し上げるということはちょっと控えさせていただきたいと思いますが、現時点の改定案による試算では、まず利用者数を今年度、令和7年度の見込みから微増というふうに仮定をした場合に、約1,000万円の増収ということを見込んでおります。しかしながら、その一方で、物価上昇による経費の増加ということも避けられないというふうに思いますので、たとえ利用料を見直したとしても、劇的に収支が改善するとは考えにくく、むしろ赤字幅の拡大を防ぐ程度にすぎないかもしれません。

ですから、収支改善のためには、料金の見直しということだけではなくて、利用者を増やしていくということも大切であって、市民健康館全体の機能と魅力というものを向上させなければならないというふうに考えています。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 了解しました。1,000万円増えるという見込みで、依然赤字ではあるけども、やっぱり少しでも減らすということ大事だなと思えます。ただ、燃料費が心配ですけども、もうこれからどうなるか。だから、やっぱり少しでも減らすということをとにかく念頭に置いていただきたいなと思えます。

要旨2の質問です。お風呂を残すという判断の一方で、保健センターとも機能統合すると、これは僕、賛成です。いいことだと思いました。以前、議会でもどこかで申し上げたと思うんですが、同じような機能が2つある、市内に2つあって、ほかの町には基本的には1個しかない。だからやっぱり統合するべきじゃないかと思っていました。

ただ、方向性としては、今、大きな流れとしてはコンパクトシティ、その市の中心部に公共施設等は集約をして、インフラ負担を少なくしていくという方向ではあったと思いますが、今回の場合は、駅前にある保健センターを郊外にある森の入り口に当たるさら・さくらに移すということなので、それとは逆行することになるわけです。

それはそれとして、移すとすれば、まずここで要旨2として伺いたいのは、この大規模改修をもともとさら・さくらは予定していた。そこに保健センターも加わる。しかもお風呂も残していくということで、この大規模改修の費用というのは、どのような概算になるのかについてお示しいただきたいと思えます。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） ご質問にお答えいたします。

まず、市民健康館への保健センター機能の移転のため、まずそちらの費用からお答えをさせていただきますが、内容を申し上げますと、市民健康館の正面玄関から入って左手のロビ

一、そこに現在の事務所というのがあるんですが、そこのお向かい、エアロバイクとかが置いてあるところになるんですけども、そこに保健センター機能の事務所を設けるということをご予定しております。現時点ではそれ以外の改修というのはご予定しておりませんので、詳細の設計というのはこれからということになりますが、この保健センターの移転のための改修費用としては概算で1,600万円というのを見込んでおります。

また、お尋ねいただいたさら・さくらの湯の大規模改修ということになりますが、ろ過設備の取替えであったり、塩素供給装置の更新などとして、今後5年間では約900万円、10年間にしますと1,800万円の費用を見込んでいるという状況です。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） これちょっと再質問したいと思います。

さら・さくら自体もかなり老朽化しているんですけども、そのさら・さくらの躯体というか、そういうものに対する改修というのも、今の答弁の範囲内で収まるんでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） 再質問にお答えをいたします。

さら・さくら本体は、先ほどの答弁には含んでいなくて、あくまでもさら・さくらの湯だけということになります。建物については、現時点では計画によると、およそ4,000万円程度が、今後10年間で必要になってくるというふうに見込んでおります。

ただ、建物が古いですので、突発的な故障であったりだとか、思うように更新ができないという場合もありますので、それによって変動することはあろうかと思いますが、約4,000万円程度は必要になってくるだろうというふうに見込んでおります。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 了解しました。

要旨3の質問に移ります。先ほども申し上げたように、ちょっと逆行するような流れにはなると思うんですが、ただ、犬山市としては全市博物館という構想の下で、さら・さくらという施設があって、近くに犬山里山学センターもある。だから、森の入り口だと。

ただ、土地に関しては、市民病院の建設予定地だったり、いろいろとあるけども、市のもともとの構想としては、あそこは犬山はウィーンのような森であるという、森の入り口であって、そこでお風呂もあって、森の散策とか、自然環境をあそこで体感するという、東海自然歩道も近くを通っていたりとか、いろいろと森林環境には、学習をする上でも、この健康づくりをする上でも、非常にいい場所だということで、あそこに造ったはずですよ。

ただ、その周辺の状況を見ると、ちょっと荒れてきてると正直思います。そこまで、今市として、あそこを拠点に散策しましょうとかいう動きを取ってないのに見えるんですよ。だから、そもそもあその場所に移すという決断自体は、僕は合理的に考えれば、恐らくさら・さくらはお風呂はなくしたほうが、金銭的に見るといいんじゃないかなと。恐らく市の皆さんもそう考えているんじゃないかな。

ただ、政治決断として、あそこのお風呂を残すという結論を市長はされた。それならそれ

で考えなきゃということをやっていると思うんです。

自分としても、そうするのであれば、そもそものさら・さくらのコンセプトに立ち返って、いろんな年代の方があそこのさら・さくらを拠点に健康づくり、犬山は森のまちであるということを感じやすいような場所にまた立ち返るべきだなと思うんですが、市としての考え方はいかがでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） それでは、ご質問にお答えいたします。

先ほどもご指摘がありましたコンパクトシティの考え方、言うなれば市街地への都市機能の集約というところから逆行という点では、ご指摘のとおり市街地から郊外への移転ということになりますので、これはご指摘のとおりだというふうに思っております。

ただ、しかしながら、さら・さくらの湯を残すということを決めたという点や、保健センターと市民健康館の建物、2つの施設を比べたときに、大きさであったり古さ、設備の何て言うんでしょうか、種類であったりだとか、あるいは健康推進課の限られた職員、さらには財源の有効活用という点などから、今般の判断をさせていただいたということになります。

コンセプトの点ですけれども、こちらはご指摘のとおりで、市民健康館は、平成10年に策定をいたしました保健福祉ゾーンの整備計画の中で、自然と触れ合うことができ、市民が訪れたいような、保健・医療・福祉サービスの拠点施設という位置づけになっております。

今般の保健センター機能の統合は、まさに議員ご指摘のとおりですけれども、この考え方に立ち返る考え方であって、周辺の自然環境の活用ということも含めて、ワンストップで健康づくりが進められるようにしていくとともに、市民の皆様はもとより、将来的にはあのエリアで、民間事業者でも健康づくりの活動を展開していただけるように、改めて積極的にしっかりと情報発信とイメージづくりということに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） ありがとうございます。ちょっと再質問を予定していなかったですけども、今ちょっと踏み込んだ答弁いただいたなと思ったんで、民間事業者の参入という、これは僕は大賛成です。やっぱりそういう仕組みづくりをやってほしいんですけども、ちょっと大きい話にややりましたので、市長、副市長のほうで、例えば犬山里山学センターもあるんですね。あの近くで企業が持っている森林というのも恐らくあると思います。

ちらっとそういう話を聞いたこともあったりするんで、おおむね東京大学の演習林とか、京都大学もあつたりするんですけども、そういう森づくりの観点でも、やっぱり民間資金を呼び込むような、あそこを公共施設として強化するという方向だけなんですけども、犬山里山学センターをずっと前から指定管理にしたらどうだとことを委員会で言ったりするけど、考えますというところからあんまり進んでないのでずっと。だから、そこも含めて、ちょっと市長、副市長のほうで、今の答弁を踏まえて、民間連携も考えて、ちょっとより大きい構想をやっていこうというふうにさせていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 市長の答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 久世議員の再質問にお答えをいたします。

久世議員のコンパクトシティ化、すごく大事な視点です。その一方で、ただ、もちろん一つの地域に機能を強くすることももちろん大切なんだけれども、一方でその強さをほかのところにもさらに強くさせるという機能も必要なんだと思っています。ですから、私の中では今回、さら・さくらのこれからの正しい健康づくりの考えとしては、あのエリアのこれからの新たな地域づくりとしても考えていきたい、そうしたコンパクトなまちの一つの核としていきたいという思いで判断をさせていただきました。

だから、久世議員がこの里山だ、それを健康に合わせようというのは、ある意味、同じ考えからであります。ですから、利用者を増やして、魅力を高めて、機能をさらに強くして、これからの考えていかなければならないと思っています。

その中で部長が、民間という話がありました。先日、環境審議会がありました。まだ東京大学の演習林の方が、東京大学の方が参加してくださっています。まだ内容については詰めてないんですけど、ちょっと投げかけたいことがあるということなんで、まだまだいろんな可能性があると思っています。ですから、この場で詳細に明確にはお示しできませんが、我々としても東京大学の演習林の位置づけは非常に大きいと思っていますし、またご承知のとおり、サントリーホールディングス株式会社が今井の7ヘクタールの私たちの土地を、里山をもう一回再整備するんだということで、これから取組がさらに進められていきます。

その中の拠点となっていくのが、犬山里山学センターでありますから、そうしたサントリーホールディングス株式会社との民間との連携もこれから強くなっていきますし、何よりもそこに市民の皆さん、子どもたちが入ってくる可能性もすごく高まると思っています。そうした思いを持ちながら、民間活用も大いに生かしながら、新しい新たな地域のコンパクトシティの拠点として、考えていきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 15番 久世高裕議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後2時5分まで休憩いたします。

午後1時55分 休憩

再 開

午後2時05分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

議員各位に申し上げます。11番 岡 覚議員から一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

11番 岡 覚議員。

◎11番(岡 覚君) 皆さんこんにちは。日本共産党、犬山市議団、岡 覚です。今回3件の一般質問を通告いたしました。よろしくお願いいたします。

通告に入ります前に、昨日口頭で議長と議会事務局に申し出ました。私の前に多くの議員が一般質問をし、そして答弁をいただいて、私の予定とかぶるところがありましたので、その部分の2か所だけ質問を取り下げさせていただきたいと思います。具体的には、質問の1の①の中で、「ウォーターPPP(水道)」という部分を削除していただきたいと思ひますし、もう一つ、質問の2番の②の「収支の改善と」という部分を削除してほしいと思ひますが、議長よろしいでしょうか。

◎議長(大沢秀教君) はい、承知いたしました。

◎11番(岡 覚君) ありがとうございます。改めてその部分を削除した上で質問いたしますが、その前にもう1点、質問の通告と合わせて、ウォーターPPPがもうちょっと市民目線で分かるような資料が欲しいなと思ひまして添付いたしました。日本共産党の春日井市議団の市民向けのA4、2枚の添付資料ですので、これはぜひ目を通していただくと分かりやすい部分があるかなと思ひますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問させてください。1件目、犬山市の水道行政について。

前回の令和7年11月定例議会、さらにその前の令和7年9月定例議会と、下水道に関して質問させていただきましてありがとうございました。今回は水道行政について3点、お伺いいたします。

①国の政策や制度(遠隔地集落の水道への助成など)に対する検討や対応についてお願いしたいと思います。

この中で、ウォーターPPPについてもお聞きする予定でしたけれども、先ほど久世議員の質問と答弁がありましたので、割愛させていただきます。

ただ、大きく水道についても下水道についても、国の政策が変わろうとしている中で、地方自治体として、その中でどう賢い選択をしていくのかというのが求められていると思ひます。

一方で、今回もう1点聞きたいのは、遠隔地集落がある行政については、これまでの本管がずっと入っている、その長い距離を維持管理するには大変だという中で、その維持管理の方法を変更して、水源を新たに設けたり、水を運んだりという場合には、そうした助成制度ができたというふうに聞いています。こうしたことは犬山の遠隔地と言っても近いと言えれば近いですが、もっとかなり遠くまで運んでいる遠隔地集落への水道供給の市町村もあるわけですが、こうした国の制度や助成制度に対しての検討や対応はどうされていくのか、お聞きしたいと思います。

◎議長(大沢秀教君) 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

[都市整備部長 武内君登壇]

◎都市整備部長(武内雅洋君) ご質問にお答えします。

水道分野における国の政策として、遠隔地にある集落について現在の浄水場からの給水と切り離し、集落内に別途施設を設けて、給水車で水道水を輸送することで、遠隔地までの水

道管の布設工事を不要とする取組など、新たな手法が提案をされています。

これは今後水道施設が老朽化し、更新費用が増加していくと見込まれる中で、更新費用の総額を削減するという観点で提案されているものです。

本市の水道は、昭和47年頃から市内各地で独立していた簡易水道を上水道事業に統合を進め、浄水場からの給水に集約して、昭和59年に市内全域が給水区域となりました。

遠隔地の集落を浄水場からの給水と切り離すことは、言わば一度吸収合併した簡易水道時代の水道を集落内の施設を含め、復活させることとなり、経営効率化の反対といくことになります。小規模な施設を再び建設するコストや効率性の観点から、大きな課題があると認識しており、現在その手法は考えておりません。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。国の言っている遠隔地集落というのは、もっと離れたところで、もっと維持管理にお金がかかるころであって、今、犬山市の水道の歴史の話もありましたけれども、犬山市は遠隔地と言ってもすぐそこだよということで、施設が完備している中で、改めてやり直す必要はないという判断に立っているということですので、よく分かりました。

次の質問です。2、水道料金改定の考え方と取組についてです。

現在、水道事業経営戦略検討委員会で、会議とこの料金改定の検討が進められているというふうに承知しています。料金を改定するときのこの視点と言いますか、どういう考え方を持ってこれに当たっていくのか、この辺も含めて、それとタイムスケジュール的なことも含めて、ご答弁をいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

水道料金の在り方については、これまでに水道事業経営戦略検討委員会で4回会議を行い、料金の見直しに向けて議論しているところです。水道料金の算定は総括原価方式と言い、大まかに言いますと、一定の期間中に必要となる運営費用の合計額を、その期間中に売上げが見込まれる使用水量で割ることで、必要な料金水準が算定をされます。これは、浄水場をはじめとする施設の管理など、水道事業の運営を、水道の利用者が全員で支えるという仕組みによるものです。

本市の水道料金は、これまで家庭用と業務用の用途別で異なる料金を設定し、一般家庭の生活用水に対してはより安い料金で水道水を提供してきました。水道料金の改定に当たっては、先に申し上げました水道の使用に係るコストを、その水道水の料金に割り振る考え方にに基づき、使っても使わなくても基本料金に含まれていた基本水量を廃止した上で、基本料金を水道メーターの口径別に区分し、料金表の用途区分を廃止することを検討しています。

もしこの方法で最も単純に計算しますと、従量料金の単価は単一の額となりますが、一方で、水道法では、その目的を豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善等に寄与するとうたっており、一般家庭が必要とする基本的な生活用水を低廉な価格

で届けることは、水道行政の役割であると考えています。このことから、水道料金の改定に当たっては、単純平等割の価格設定ではなく、引き続き一般家庭で使用する水道料金が安くなるよう配慮することを検討しています。

今後の予定ですが、3月末に第5回の委員会を開催して、パブリックコメント案について協議し、5月頃に市内各地区で説明会を実施するとともに、パブリックコメントを募集します。6月頃に経営戦略検討委員会から意見書の具申を受けて、その後、令和9年度からの改定を目指して、9月定例議会で給水条例の改正をお願いする予定です。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。この答弁の中に、基本料金に含まれていた基本水量を廃止し、という項目がありました。実はこれ私、大賛成なんです。と言いますのは、20数年前に一般質問で、この水道料金の問題を取り上げまして、当時は2か月ごとに検針しますので、2か月で20立方メートルまで基本水量に入っていたんですね。私が一人暮らしの方からの相談を受けて、もったいないと思って節約しても、全然料金に反映されないと。もったいないという、そういう暮らしが料金に生きるようにということで、この基本料金に含まれる基本水量をやめていくべきじゃないかというふうに質問したんですけども、ちょうどそのときは途中で2か月で10立方メートルを基本水量としたんですね。それですと、ちょうど一人暮らしの方が、大体1か月5立方メートルくらい前後なんです。ですから、これなくすると、まさにどんな方ももったいないと言って節約したのが、料金にはちゃんと生きてくるという、こういう状況になるというふうに思いまして、ここの箇所は大いに評価して、宣伝にも使ってほしいなというふうに思います。そのことを申し述べた上で、次の質問に移ります。

3、「県下で一番安い水道料金」をどう評価しているのか。また、「一番安い」を維持・堅持すべきだと思うが、どう考えているのかということですが、先ほど来、今議会でも様々な議員の方から、「住むまち いぬやま」という単語が出ました。犬山市が本当に定住する住むまちにしていく上で一番の特徴の売りというのは、僕はやはり地震に強い地盤を持っている地域だということが一つと、もう一つがやはり県下一安い水道料金だと。個人的には豊かな自然があるんだということも加えたいと思っていますけれども、それは個人的な評価にとどめていきますけれども、少なくとも地盤と水道はかなり共通した意見だというふうに思いまして、これは私はぜひ堅持していくべきだというふうに思っていますが、この点に関しては、どのような考えでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

現在、本市の家庭用の水道料金は、代表的な比較指標である1か月で10立方メートル使用した場合と20立方メートル使用した場合ともに、愛知県内で一番安いものとなっています。

先ほどお答えしましたとおり、市民生活を支える水道水を安く提供することが、水道行政の役割という考え方の下、家庭用に配慮した料金を設定してきた結果と考えています。

水道料金の設定は、他自治体との順位を目標として定めるものではありませんが、料金の見直しに当たっては、ただいま申し上げました、本市の水道がこれまで担ってきた一般家庭が必要とする基本的な生活用水を低廉な価格で届けるという役割を意識しながら検討を進めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 下水道の料金値上げに比べたら、事前の準備と言いますか、皆さんへの周知の仕方も、それから上げ幅も、正直言って、多くの方の許容範囲内なのかなというふうに思っています。そういう点では、そのことが確認できてよかったというふうに思っています。

次の質問に移らせていただきます。施政方針について。

その1、犬山市民健康館とさら・さくらの湯について、市長は施政方針の中で、一部略しますが、こう述べています。「犬山市民健康館のあり方について、1年にわたり分析と検討を重ねた結果、保健センターの機能を集約し、犬山市民健康館で実施していきます。さら・さくらの湯は存続し、新たな介護予防事業の準備に着手することとしました。」私は、これは賢明な選択だなどと評価いたしております。

しかし、確認を含めて、3点、質問させてください。

1つは、保健センターとの機能集約ということですが、今、健康館のそのための改修についてのご質問もあり、答弁もありました。しかし一方では、確かに犬山の豊かな自然の入り口部にはなりますけれども、市街地から離れることによって、来訪者には不便が伴うというふうに思いますけれども、これはどう考えて、どう対応していくのか。

もう一点は、保健センターの跡地利用については、現時点ではどのように考えているのか、お示しをいただきたいと思えます。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） ご質問にお答えをいたします。

柴田議員の一般質問で市長が申し上げておりますが、保健センター機能を市民健康館に移転させるに当たり、特に来所される方へのご不便というものは最小限に抑えなければならぬということは考えております。正確な統計があるわけではありませんが、現状、自家用車で保健センターにお越しになる方が多いというふうに認識しておりますので、市民健康館の場所をしっかりとお伝えすることができれば、手狭で満車となることも少くない保健センターの駐車場の課題ということがクリアでき、その面ではむしろ利用しやすくなる面もあるかというふうに思っております。

一方、議員ご指摘のとおり、犬山駅の近くから郊外への移転ということになりますので、電車でお越しになろうとする方には、わん丸君バスを合わせてお使いいただく必要が生じてしまいます。そのため、窓口業務などではわざわざ健康館にお越しただかなくても手続きが可能になるように、改めて総点検をして見直しを進めているほか、職員との面談などが必要になるような業務は、予約ということが必要になるかもしれませんが、この市役所の窓口

に市民健康館から職員が出向いて対応ということも検討しております。繰り返しとなりますけれども、移転による利用者の方へのご不便というのは最小限になるように努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、保健センターの跡地ですが、現時点ということになりますけれども、建物を除却して、オークションなどで売却することも選択肢の一つとして想定をしておりますが、令和10年度以降ということになりますので、少し先ということになりますので、今後何らかの行政需要などが生じないと言い切れませんので、しかるべき時期に判断をさせていただきたいというふうに思っております。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 分かりました。

要旨の②維持管理についてであります。その前に、収支の改善ということも当初、申告というか、通告していたんですけれども、一言だけ申し上げたいのは、このさら・さくらの湯に関してだけ、よく赤字、赤字という言葉が使われるんですけども、この公共施設の様々な施策、サービスは、ほとんどが赤字なんです。これは当然なんです。その市民の福祉の増進のためというのは、地方自治法にも書いてあるとおりですし、健康館は健康の増進にも役立っているわけでありまして、そういう点で言えば、例えば体育館、エナジーサポートアリーナですと、利用料金が新しく改定したとしても、おおむね見込みとして受益者の方から、利用者から、かかる費用の半額はもらいたいということで、受益者負担率でいうと50%なんです。

さら・さくらの湯は受益者負担率は6割、約今現在6割なんですから、優良な施設だと、市からとってみれば、福祉や健康のための施設から、そういう施設であるということは一言強調しておきたいと思いますが、質問であります。維持管理についてですけれども、維持管理はいろいろなことがあると思いますけれども、いかんのはちゃんと計画を立てずに、壊れたで直すぞとかいう維持管理が一番金がかかるんです。今年度も年度途中でクーリングタワーの修繕が入ったと思いますけれども、これは調子悪くなったからやらないかんぞという形でやったと思うんですけども、こういう形が一番お金かかるんですね。きちんと何が必要か、どういう状況なのかということを見定めて、維持管理をするというのが一番、私は長い目で見ると、低廉な維持管理費になって、なおかつその施設を長く使えるという形になるというふうに思っておりますけれども、当然のことながら、料金を改定するのであれば、維持管理についても、そういう計画的な維持管理を含めて万全を期していただきたいと思っておりますけれども、その点ではいかがでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） それでは、ご質問にお答えをいたします。

施設の維持管理は、利用者にご迷惑をおかけすることがないようにと、当然それが第一ということになりますし、利用料に跳ね返ってくるということもありますので、その点を踏まえた上で、定期的な点検と、全ての設備ではありませんけれども、中長期的な修繕計画とい

うのを既に設けて、必要なメンテナンスというのをやっているところです。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 分かりました。先ほどの一般質問で柴山議員からも太陽熱の利用等についての発言もありましたけれども、様々な施設の、ただ単に維持管理するだけでなく、改善なり、大規模な修繕なりも必要に応じてきちっと計画した上で、そういうことを進めていただくことが必要だというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

3点目、施政方針で、「新たな介護予防事業の準備に着手することとしました」と述べていますけれども、中身が分かりません。もう少し詳細に示していただきたいと思ひます。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） ご質問にお答えをいたします。

お尋ねの新たな介護予防事業ですが、現時点ではまだ検討中なんですけど、存続を決めたさら・さくらの湯を活用した機能訓練などというのを、今候補に挙げております。

現在は、市民の皆様のニーズであったり、民間の介護サービスの実施状況、要は供給があるかというようなところであったり、あるいは通常のお客さんもいらっしゃいますので、そういった方のすみ分け、さらには担い手などについて分析と検討を進めているところで、さら・さくらの湯の収支の改善を図り、国や県からの交付金ということも活用できないかということ協議をしております。

この新しい介護予防事業によって、市民の皆様の健康づくりを進める施設として、市民健康館の機能向上に努めてまいりたいと思っております。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。期待しています。

それで、ただ単に議員が様々述べたことだけでなく、先日、女性議会が開かれた中でフレイル予防ですね、こういうものの充実も主張された女性議員がみえました。そういうことにもやはり配慮した取組を進めていただきたいというふうに思ひます。

質問の3、施政方針について、その2、自然環境保全について。

施政方針で市長は、「自然環境保全では、豊かな自然環境及び生物多様性の保全を推進するため、犬山里山学センターを拠点に取組を進め、将来的には、サントリーホールディングス株式会社と締結した、「サントリー天然水の森 あいち犬山」の森づくり活動に関する協定書による活動を通じ、市民みなさんと地元事業者が犬山里山学センターを拠点に協働できる体制づくりを目指してまいります。」と述べています。もう少し具体的に、どういう取組をしていくのか、ちょっと想像できる形を示していただきたいなというふうに思ひます。

加えて、ここで「将来的には」という言葉が使っていることに、私、誘発されまして、犬山の東部丘陵のこの豊かさというのは、犬山のもう一つの宝だと私は思っています。ここで様々自然に触れる取組を、専門家の方々も含めて、教育的な中身も、子どもたちや熟年者にも伝授したり、そして、犬山市を、ああいいなと思ひて、多くの方に訪れてもらいたいというふうに思っています。

私もあちこちの犬山市以外の豊かな自然に触れ合いに行くんですけども、そういうところはやはり来ていただくための整備を幾つかやっているんです。ですから、「将来的には」という言葉の中で言うと、そういうこの地元自治体として、どう言うんですか、ハード面の整備、特に駐車場等、それからトイレの整備が私は絶対必須だと思っています。

今までのこの東部丘陵については、北には亀割大池の駐車場がありますが、残念ながらトイレはありません。それから南のほうの入り口になっていましたもみの木駐車場については、これは閉鎖されてしまっていて、そして地元要望に応える形で今、地元集落のすぐ奥で交通止めになっていて、車が入れないという状況が続いています。地元要望は尊重しなければいけませんけれども、これもやはり地元ともう一度協議しながら、来訪者に対して一定の駐車スペースやトイレの整備というのは、やはり私は必要だと思っています。

ここのこの東部丘陵地というのは、豊かなだけではありません。例えば、南のほうから行く、入鹿の集落のほうから行くもみの木駐車場を今まで利用していたのが、八曾滝というのがありますけれども、八曾滝というのは、別名山伏の滝ということなんですが、これはつい近年、平成の名水百選に選ばれているんですね。平成の名水百選とのはどの程度かと言いますと、私がやっている登山で言うと、日本百名山というのがあります。日本百名山というのは、やっぱり山の風格もなかなかいい山が100あるんですけども、同じような形で、山と谷からできているわけですけども、日本百名谷というの、谷を100選んでいるのもありますが、滝という形でいうと、日本の滝百選というのがあるんです。僕の感覚で言うと日本の滝百選には残念ながら及ばないけれども、その次ぐらいにはいい滝ぞというの、平成の名水百選じゃないかなというぐらいに思っています、この八曾滝は、そういう面で、やっぱり皆さんに訪れてもらいたい滝でもあるなというふうに思っているんです。

そういうことを含めて、北の入り口の亀割大池の駐車場、そして南のほうのもみの木駐車場までは行けなくても、その手前くらいのところでの一定の駐車場の確保や、トイレの整備というのは、私は必要じゃないかと思えますけれども、大きく言ってこの2点について、質問しますので、ご答弁よろしくをお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

1点目です。「サントリー天然水の森 あいち犬山」は、今井地区にある市が保有する森林をサントリーホールディングス株式会社が主体となって整備するものでございます。水源涵養力と生物多様性の向上を目的とし、今年度を実施した植生調査を踏まえ、長期的に行っていく、整備方針等の調整が現在進められているところでございます。

将来的に整備を進めていく上で、散策環境を創出し、ハイキングやレクリエーション活動など、市民や子どもたちが楽しむことができる森としての活用も視野に入れており、整備の一部を市民や地元小学生の参加型による方法で実施していくことも検討されております。

また、整備活動に当たり、活動拠点の一つとして、犬山里山学センターを活用することも考えられ、事業者や市民等とともに、整備に係る意見交換やワークショップなど、協働して

進める体制づくりを目指しております。

2点目のご質問について、東部丘陵をはじめとする森や里山など、当市の豊かな自然については、次世代へ残していくために守り育てる場所であるとともに、自然と触れ合い、その恩恵を実感できる機会を得る場所であると考えております。

そうした面で、犬山の自然に訪れる方々のために、受入れ環境整備として、新たなトイレや駐車場などの整備、または改修することについて、現時点で予定はございませんが、適切な場所や規模などの受入れ環境や、その維持管理の方法などについては、継続して研究をしてまいりたいと考えております。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。

1点、市長に再質問させていただきたいと思うんですけども、先日、環境審議会に私も出席しました。市長も出席してまして、ここでいろいろデータも見せていただきましたけれども、東部丘陵への来訪者が顕著な減少をしている。そして同時に、犬山市の事業として展開する様々な事業や、その事業への参加者も残念ながら減少している。

僕は非常に深刻に実はこの数字を見てまして、これ何とかしないかんなど。そういう自然愛好者を育てる活動も含めて、そしてボランティアで様々な方々が作業を含めた尽力をいただいておりますけれども、これについてもやはりもう少し何とかてこ入れをしないかんじやないかなという思いを私は受けたんですけども、市長もそうした数字を見られていたと思いますけれども、その辺をどういうふうな認識をしているのか、何か手当というか思いがあれば、教えていただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 岡議員の再質問にお答えをいたします。

先日、環境審議会にご出席いただきまして、ありがとうございました。岡議員のご指摘の東部丘陵に関わる方が少なくなってきたというご指摘です。500人ぐらいだったのが300人ぐらいだったという記憶をしています。ご指摘のとおり減っている。考えていかなければならないことです。

改めて整理すると、減ってきている理由は何かということを上申するのであれば、犬山里山学センターは、子どもから大人までいろんなイベントを打っていただいて、犬山里山学センターの皆さん、一生懸命取り組んでいただいています。ですから、そこは好調なんです。増えています。じゃあ、どこが減っているのかと言うと、まずは東海自然歩道に入られる方が減っていることが1つ。そして2つ目が、昔はエコアップリーダーの養成をしてきました。この八曾のふれあいの森で活動してくださる方がすごくたくさんお見えになりました。ちなみに私も市議会のときにエコアップリーダーの資格を取らせていただきました。でも里山に入っていないんで、反省をしなければいけないと、今質問を受けて感じているところであります。

長い年月とともに、やはり高齢化しています。ですから、どうしても八曾の森、ふれあい

の森に入ってくるエコアップリーダーの方たちが減っているということと、もうその方たちも何かイベントを考えようと思っても、取り組めないという現状があるがゆえに、この数字になっています。

じゃあ、これからどうやって増やしていくのかということでもあります。そうした課題を重要だと共通認識の下、持っていますから、今、犬山里山学センターのほうといろいろと議論をしながら、打合せをしているところです。やはりそのためには新たな人材を掘り起こさなければなりません。育成しなければなりませんので、今エコアップリーダー養成講座からボランティアスタッフ養成講座という名称は変わりましたが、内容も少し変化をさせながら、養成をしているところです。

例えば、きこりの講習をしたりとかして、里山と一緒に入っていただくような、これからの人材育成をしているところでもあります。そうした人材育成をしながら、そうした皆さんとともにこれから講師をお呼びしながら、新たなイベントが開催できるようにしながら、新しい人の流れを呼び込んでいかなければならないというふうに思っています。

そして、何度も申し上げますが、サントリーの森の天然水事業です。これはすごく期待をしています。岡議員も同じだと思っています。確実にステップアップしてきています。調査完了しました。これからビジョンやら計画をサントリーホールディングス株式会社が考えてくれます。その後に部長が答えた、市民の皆さんがレクリエーションで楽しめるために、子どもたちを巻き込んで、いよいよレクリエーション事業を考えていこうというものでありますので、その中でサントリーホールディングス株式会社、そして、犬山里山学センター、私たち市民皆さんと一緒に事業展開していける在り方を考えていきたいというふうに思っています。

また、岡議員のトイレとか駐車場が必要だよということも言われました。もちろんあったほうがいいです。これも部長がお答えしたとおり、場所とか規模とか維持管理の在り方も考えていかなければなりません。何よりも今、東海自然歩道なんかを管理して下さっているボランティアの皆さんもお見えになりますので、そうした方々の事情をよくお聞きしながら、これから研究をしていきたいというふうに思っています。

最後に、何よりも我ら里山は、犬山の面積の2分の1が里山であります。大切な地域資源でありますし、宝物という認識は全く同じです。でも、その中で今の里山をもっと健全な里山に戻していかなければならないと思っていますので、そうした活動につながるような、これからの東部丘陵の在り方を考えていきたいというふうに思っていますので、もうまさに現場の人でありますから、ご一緒いただきますようによろしく願いをいたします。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 市長答弁ありがとうございます。僕もこんな質問をしていてなんなんですけども、この自然を愛する、自然と親しむにはやはり適切なリーダーと言いますか、引っ張ってってくれるところというのは絶対必要なんですよ。ですから、かつてはエコアップリーダーという名前でした。

先日、犬山里山学センターの所長は、高齢化してしまってきていますという率直な話もいただきまして、改めてリーダー養成をする、そういう人材をつくっていかないと、これは手

後れになっちゃうなという思いを抱きました。

そういう面では今の市長が述べたことを実際に1つずつ肉づけをしていかないと、まずいなというふうに思っています、そういう点では、今、ちゃんと言葉になったことを確実に進めていくような取組を環境課含めて、ぜひ市長の今の発言が生きるような形で進んでいくことを強く期待いたしておりますので、よろしくお願いします。今日はありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 11番 岡 覚議員の質問は終わりました。

議事の進行上、暫時休憩いたします。

午後2時46分 休憩

再 開

午後2時59分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程追加 諸般の報告

◎議長（大沢秀教君） この際、諸般の報告をいたします。

ただいま当局から追加議案7件が提出されましたので、これを各位に配付いたしました。以上で諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。ただいま提出されました第41号議案から第47号議案までを直ちに本日の日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

日程追加 第41号議案から第47号議案まで

◎議長（大沢秀教君） 第41号議案から第47号議案までを議題といたします。

お諮りいたします。第41号議案から第47号議案までを一括議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

第41号議案から第47号議案までを一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

永井副市長。

〔副市長 永井君登壇〕

◎副市長（永井恵三君） それでは、追加議案についてご説明いたします。

第41号議案、犬山市立保育園条例及び犬山市立認定こども園条例の一部改正についてご説明します。

この案を提出しますのは、乳児等通園支援事業を実施するに当たり必要があるためでございます。

改正の内容につきましては、4ページ以降の新旧対照表によりご説明します。

4ページの第1条関係では保育園での、5ページの第2条関係では認定こども園での、いずれも乳児等通園支援事業の実施、当該事業を実施する際の利用料、給食費等の実費相当額の徴収等について規定するものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第42号議案、令和7年度犬山市一般会計補正予算（第10号）についてご説明します。

第1条は、予算の総額に5,528万1,000円を増額し、総額を339億3,182万4,000円と定めるものです。

2ページ以降の第1表、歳入歳出予算補正の主な内容につきまして、3ページの歳出から申し上げますと、2款総務費では、職員の退職に伴い、退職手当の増額をし、歳入では、歳出に合わせ、財源調整としての財政調整基金からの繰入金を増額をするものです。

その他詳細につきましては、5ページ以降の事項別明細書等をご参照ください。

第43号議案、令和8年度犬山市一般会計補正予算（第1号）についてご説明します。

第1条は、予算の総額に4,445万5,000円を増額し、総額を314億3,543万3,000円と定めるものです。

2ページ以降の第1表歳入歳出予算補正の主な内容につきまして、3ページの歳出から申し上げますと、全体として、人事院勧告に基づく通勤手当等の増額を行うほか、他会計に対する繰出金を計上し、歳入では、歳出に合わせ、財源調整としての財政調整基金からの繰入金を増額をするものです。

その他詳細につきましては、5ページ以降の事項別明細書等をご参照ください。

第44号議案、令和8年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第1号）についてご説明します。

この補正予算は、人事院勧告に基づく通勤手当等の増額に伴う人件費の補正を行うものです。

2ページの第1表歳入歳出予算補正では、1款犬山城費で1項犬山城費として22万4,000円を増額し、2款予備費で、1項予備費として同額の22万4,000円を減額するものです。

その他詳細につきましては、3ページ以降の事項別明細書等をご参照ください。

第45号議案、令和8年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算（第1号）についてご説明します。

この補正予算は、人事院勧告に基づく通勤手当の増額に伴う人件費の補正を行うものです。

第1条は、予算の総額に12万円を増額し、総額を6,697万2,000円と定めるものです。

2ページの第1表歳入歳出予算補正の歳入では、1款繰入金で1項一般会計繰入金として、12万円増額をし、3ページの歳出では、1款鵜飼事業費で1項運営費として同額の12万円を増額するものです。

その他詳細につきましては、5ページ以降の事項別明細書等をご参照ください。

第46号議案、令和8年度犬山市水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明します。

第2条は、収益的収入及び支出について補正をするもので、支出の第1款水道事業費用のうち、営業費用で32万7,000円を増額し、総額を14億2,857万1,000円とするものです。

第3条は、予算第4条の資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を4億4,395万円とするとともに、補填財源としての当年度分損益勘定留保資金を2億4,199万4,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を3,653万3,000円とするものです。

支出については、第1款資本的支出を12万円増額し、総額を5億2,226万1,000円とするものです。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額を定めるもので、職員給与費を36万円増額し1億3,178万5,000円とするものです。

この補正予算の内容につきましては、人事院勧告による通勤手当に関するものです。

その他詳細につきましては、2ページ以降に実施計画等を添付しておりますので、ご参照ください。

第47号議案、令和8年度犬山市下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明します。

第2条は、収益的収入及び支出について補正をするもので、収入としまして、第1款下水道事業収益のうち、営業外収益で12万円を増額し、総額を19億2,909万1,000円とするものです。

支出としまして、第1款下水道事業費用のうち、営業費用で12万円を増額し、総額を18億9,909万1,000円とするものです。

第3条は、資本的収入及び支出について補正をするもので、収入としまして、第1款資本的収入のうち、補助金で12万円を増額し、総額を17億8,616万4,000円とするものです。

支出としまして、第1款資本的支出のうち、建設改良費で12万円を増額し、総額を22億3,538万1,000円とするものです。第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費で24万円を増額し、総額を8,512万9,000円とするものです。

2ページをご覧ください。第5条は、他会計からの補助金について、6億1,017万円に改めるものです。

この補正予算の内容につきましては、人事院勧告による通勤手当に関するものです。

その他詳細につきましては、3ページ以降に実施計画等を添付しておりますので、ご参照ください。

以上でございます。

◎議長（大沢秀教君） 提案理由の説明は終わりました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日11日午前10時から本会議を再開いたしまして、議案に対する質疑を行います。

◎議長（大沢秀教君） 本日は、これをもって散会いたします。

午後3時08分 散会